

海外における公共交通機関に関する法律、基準等の基礎調査

報告書

2015年3月

目次

1. 調査の背景・目的	1
2. 調査内容と実施	1
2.1. 調査内容	1
2.2. 調査の実施体制	2
3. 日本におけるバリアフリー関連のガイドライン	3
4. 各国のバリアフリー関連法制度の状況（収集資料一覧）	4
5. 比較検討項目と代表的な資料のレビュー（比較マトリクス）	10
5.1. 比較検討項目	10
5.2. レビュー対象資料	13
5.3. 比較マトリクスによる比較検討	14
5.4. 比較マトリクスにおける具体的な項目の比較検討	21
6. オリンピック・パラリンピックにおける取組み	26
6.1. 北京 オリンピック・パラリンピック（2008年）	26
6.2. ロンドン オリンピック・パラリンピック（2012年）	27
6.3. リオデジャネイロ オリンピック・パラリンピック（2016年）	28
7. まとめ	28
7.1. 本基礎調査で得られた所見	28
7.2. 今後の改訂とそれに向けた詳細調査に向けて	31
別添1：バリアフリー関連法・基準収集リスト	33
別添2：比較マトリクス	48
別添3：具体的な数値による比較表	53

報告書

1. 調査の背景・目的

海外において米国の障害をもつアメリカ人法（ADA法（Americans with Disabilities Act））やフランスの交通基本法、EUの車両基準など様々な法律や基準により公共交通機関のバリアフリー化が推進されてきた。また、日本においても、公共交通機関に関して言えば、平成12年施行の交通バリアフリー法における基準、ガイドラインを受けて公共交通機関のバリアフリー化が推進されてきたが、今後、差別解消法の施行、2020東京オリンピック、パラリンピック開催準備を通して更なる発展が期待されているところである。

昨年は海外旅行者が1,300万人を超え、今年は1,500万人を目指しており、最終的には2,000万人の旅行者を受け入れていく方針がとられている中で、旅行者が安全、安心に移動できる分かりやすい空間づくりが求められている。

以上をふまえて、2020東京オリンピック、パラリンピック開催に向けて移動と交通に関する基礎調査の一環として、海外における公共交通機関に関する法律、基準等を収集、整理することにより、実際に移動と交通に関する対応策を検討していく上で基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査内容と実施

2.1. 調査内容

(1) 交通に係わる法律、基準等の概況調査・資料収集

国際機関、欧州、北南米、アジア地域等における交通分野に関わる法律、基準等を収集し、現状を把握した。収集に際しては、渡航を伴わないインターネット使用や現地関係者への確認を基本とした。調査対象は国および国際機関レベルを基本とするが、既往調査等によって、州、県、都市、公共交通監督機関、公共交通運営機関等については顕著な取り組みがあることが明らかな場合は資料の入手を試みた。

候補国・機関については欧州、北南米、アジア地域から、収集可能であったものをリスト化した結果、当初想定した以上の29の国、および機関による、90以上の法、ガイドライン、バリアフリーに関わる方針等を収集するに至った。

作業量の制約もあり、今回のとりまとめはその一部にとどめている。概況調査については、英文の資料や既存の法律の概況を取りまとめた文献、法令の目次の自動翻訳（Google Translate等）を活用した。

(2) 各国基準等の比較

日本におけるガイドラインである、「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」と、世界各国のガイドライン類を比較検討するために、検討項目の整理を行った。できる限り日

報告書

本における整理項目に合わせつつ、かつ、他国との比較が容易に行えるよう、細分化された項目をまとめ、効果的に行えるように考慮した。

この比較検討項目に従い、収集資料のうちから抽出した下記のガイドラインを対象に、比較を行い、マトリクスを作成した。

- 国際機関： 国際運輸大臣会議（ITF）の前身組織である欧州運輸大臣会議（ECMT）によるガイドライン
- 欧州： イギリスおよびフランスのガイドライン
- 北中南米： アメリカ、カナダ、およびブラジルのガイドライン
- アジア： シンガポールおよびタイ大量輸送公社（MRTA）のガイドライン

また、この中から、特に整備が進んでいると考えられる、ITF、イギリス、フランス、アメリカ、カナダ、ブラジルの各国について、特に重要と思われる項目の具体的な規定（数値等）に関する比較検討も行った。

(3) オリンピック・パラリンピックにおける取り組みの整理

本調査では、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた日本でのガイドラインの改訂を視野に置くものであることから、過去のオリンピック・パラリンピックでの取り組みやレガシー（遺産）となった事柄を、北京、ロンドン、リオデジャネイロにおいて整理を実施した。

(4) まとめ

以上の作業を通して得られた所見を整理し、今後、本格的に比較検討の作業を詳細に行うべき視点と、調査すべき点を整理した。あわせて、公共交通機関に関するガイドラインで対応可能な範囲以外にも考慮すべき点を整理した。

2.2. 調査の実施体制

本調査は、(株)オリエンタルコンサルタンツグローバル プランニング事業部 交通計画部を中心に実施した。さらに、海外におけるバリアフリー関連の法律・基準は、必ずしも公共交通に特化したものではなく、むしろ、建築空間や都市空間を包括する制度を擁している場合が多く、都市地域開発部、建築開発部もこれに協力して実施した。また、公共交通の記述的な内容については、軌道交通計画部の協力も得ながら調査を実施した。

その他、弊社の外国人スタッフ、協力スタッフである海外在住の交通系コンサルタント（外国人）にも協力を得て、言語上容易に資料収集と比較検討を行う事の出来ない、スペイン語圏、フランス語圏等の、ヨーロッパおよび南米の情報収集も依頼し、可能な限り多くの国の資料を収集し、状況を整理した。

報告書

3. 日本におけるバリアフリー関連のガイドライン

本調査では、公共交通機関に関する法律・基準を比較検討することを目的とするが、ここでは、日本のバリアフリー法の下で作成されている省令・基準を整理する。

旅客施設、車両等

- 移動等円滑化のために必要な旅客施設または車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日）⇒ 公共交通移動等円滑化基準
- 「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」 2013 年 10 月 国土交通省総合政策局安心生活政策課／公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
- 「バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）」 2013 年 10 月 国土交通省総合政策局安心生活政策課／公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
- 「旅客船バリアフリーガイドライン」 2007 年 9 月 国土交通省海事局安全基準課

建築物

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年 12 月 8 日）⇒ 建築物移動等円滑化基準
 - 「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」 2012 年度 国土交通省住宅局建築指導課
- 建築物に関しては、適合義務の基準である上記の基準のほかに、よりバリアフリー性の高い建築物の整備を促進するための「建築物移動等円滑化誘導基準」を国土交通省令として定めている。

道路

- 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 19 日）⇒ 道路移動等円滑化基準
- 「増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」 2011 年 11 月 一般財団法人国土技術研究センター

都市公園

- 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 18 日）⇒ 都市公園移動等円滑化基準
- 「ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説」 2008 年 2 月 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課／一般社団法人日本公園緑地協会

報告書

路外駐車場

- 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日）⇒ 路外駐車場移動等円滑化基準

4. 各国のバリアフリー関連法制度の状況（収集資料一覧）

下記の通り、機関／国・地域の法・ガイドライン等を収集した。概況を、表1に整理した。また、収集したすべての法制度は、別添1にリストとして整理する。このリストでの番号で示すファイルは当報告書と共に提出物とする。

表 1：各国・各機関の資料収集状況

地域	対象国・機関	法律 / 規則	ガイドライン	方針 / その他	特記事項・注釈等
A:国際機関 B:欧州国際機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際運輸大臣会議（ITF） ・ 国際標準化機構（ISO） ・ 国際連合（UN） ・ 世界銀行（WB） ・ Centre for International Rehabilitation ・ 国際パラリンピック委員会（IPC） ・ 欧州連合（EU）/欧州委員会（EC） ・ 欧州評議会 ・ ヨーロッパ障害フォーラム（EDF） ・ 欧州障害者専門家学問ネットワーク（ANED） 	1	4	9	欧州に関しては、欧州連合が主体となり、加盟国の基準となるガイドラインおよび方針を定めている。
C:欧州	<ul style="list-style-type: none"> ・ イギリスおよびロンドン市 ・ ドイツ ・ フランス ・ イタリア ・ スペイン ・ アイルランド ・ スウェーデン 	17	6	12	各国とも法律に関しては、障害者の人権に関わるものを中心に整備が進んでいる。 一方、ガイドラインが入手できたのは、イギリス、フランス、スペイン、スウェーデンの各国であった。
D:北中南米	<ul style="list-style-type: none"> ・ アメリカおよびニューヨーク市 ・ カナダおよびオタワ市、ウィニペグ市、ロンドン市、ハミルトン市、トロント市 ・ ブラジル ・ チリ 	4	20	1	カナダでは、国家基準に沿い、各自治体が独自にガイドラインを制定（5都市を入手）。ブラジルでは、種別にガイドラインが存在。このため、入手した資料では、ガイドラインが多い。

報告書

E: アジア	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンガポール ・ 香港 ・ 台湾（台北市） ・ マレーシア ・ インド ・ サウジアラビア ・ タイおよびバンコク市 	1	10	1	シンガポール、香港、台北市、インド、サウジアラビアにおいてガイドラインを入手した。タイでは、国家レベルでの法および、バンコク市でのガイドラインを入手した。また、言語上の問題から、その他諸国の資料は見つかっていない。
F: その他地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリアおよび西オーストラリア州 ・ ニュージーランド 	1	5	-	両国とも、国家規格協会によるガイドラインがある。オーストラリア規格協会によるものは要購入である、本調査では購入していない。
合計		24	45	23	

以下に、各国・各機関別の資料に関する概要をまとめた。

A: 国際機関

A1: 国際運輸大臣会議 : International Transport Forum (ITF)

ITF の前身機関である欧州運輸大臣会議 : European Conference of Ministers of Transport (ECMT)により作成した、交通アクセシビリティに関するガイドライン、および、ECMT が国際公共交通連合 : The International Association of Public Transport (UITP)と共に作成した、公共交通機関の運営者による障害者援助の方法についてのガイドラインを入手した。

A2: 国際標準化機構 : International Organization for Standardization (ISO)

アクセシビリティに関する基準を定めるときに考慮すべき点を整理した基準があり、これを入手した。また、建築物のアクセシビリティに関する基準もあるが、これは購入が必要なため、本調査では入手していない。

A3: 国際連合 : United Nations (UN)

国際障害者権利条約による議定書を入手した。障害者の権利一般に関する議定書であるが、9章に交通を含むアクセシビリティについて記述がある。

A4: 世界銀行 : World Bank (WB)

ノルウェーとフィンランドのファンドにより整理された、BRT のアクセシビリティに関するガイドラインを入手した。これは、近年増加しつつある交通モードである BRT に関するアクセシビリティに関するガイドラインが不十分であるという背景から作成されたものである。

A5: Center for International Rehabilitation

国際障害ネットワーク : International Disability Network と共に、各国の障害者の人権にかか

報告書

わる対応を整理した資料を入手した。これには交通を含むアクセシビリティについても整理されている。

A6: 国際パラリンピック委員会 : International Paralympic Committee

国際パラリンピック委員会が定めたアクセシビリティに関するガイドラインを入手した。交通に関しても整備すべき点を整理している。

B: 欧州国際機関

B1: 欧州連合 : European Union (EU) / 欧州評議会 : Council of Europe

欧州委員 : European Committee (EC)が障害者対応に関する戦略をまとめており、アクセシビリティに関する戦略もこれに含まれる。また、EU は、Technical Specifications of Interoperability relating to "Person with Reduced Mobility" (TSI-PRM)と呼ばれる基準および規則をまとめており、これがEU加盟国各国の基準の参考にもされている。

欧州評議会が各国のユニバーサルデザインに関わる実践を整理した資料を作成しており、これも入手資料とした。

B2: ヨーロッパ障害フォーラム : European Disability Forum (EDF)

鉄道関係の障害者に対するアクセシビリティの現状を整理した資料を入手した。

B3: 欧州障害専門家学術ネットワーク : Academic Network of European Disability Experts (ANED)

EU主要国のアクセシビリティに関する方策、ガイドラインの整備状況を整理した報告書を入手した。さらに、EU主要国別の報告書もダウンロード可能である。

B4: 欧州標準化機構 : European Committee for Standardization (CEN) / 欧州電気標準化委員会 : European Committee for Electrotechnical Standardization (CENELEC)

2015年の活動プログラムを入手し、これにはアクセシビリティに関する活動も記載されている。観点するワークグループに、「CEN-CENELEC JWG 5 - Design for All」および「CEN-CENELEC JWG 6 - Accessibility in the built environment」がある。これに関連したECによるMandate (要請)、基準を作成する側に求めるガイドラインを入手した。また2004年のワークショップでの同意事項も入手可能となっている。

その他にも、欧州の地方公共団体のネットワークである、交通刷新のための欧州都市地域ネットワーク : European Cities and Regions Networking for Innovative Transport Solutions (POLIS) や、欧州高齢者プラットフォーム : European Elder People's Platform (AGE)でも同様のガイドライン等が整理されていることが期待されたが、欧州の事例や、アクセシビリティの改善状況をウェブ上で整理・公表しているものであった。

報告書

C: 欧州地域

C1: イギリス (UK) / ロンドン市

平等法（およびその規則、ガイダンス）を基に、障害者への考え方が法的に整理されている。これは、障害者差別禁止法（DDA1995）を廃止し、2010年に制定された法律である。車両に関しては、公共サービス車両（バス等）、鉄道（EU相互乗り入れ、国内鉄道）ごとに規則が定められている。駅や建築の設計基準については、英国規格協会（BSI）が設計基準を定めている。

また、キャメロン政権により、障害者政策の基本戦略を2013年に整理しており、これをベースに障害者に関わる政策を進めている。ロンドンオリンピック・パラリンピック（2012年）において、障害者対応もなされており、これはオリンピック・パラリンピック後のレガシー報告書に整理されている。また、ロンドン・オリンピック・レガシー開発公社（LLDC）は、オリンピック・パークの大会後の再利用計画に関する、デザイン基準を定めている。

さらに、ロンドン市交通局（TfL）がアクセシビリティに関する改善状況をまとめており、さらにバス停留所に関しては、整備のガイドラインをまとめている。

C2: ドイツ (DE)

障害者平等法に取り替って制定された、2006年の一般均等待遇法を基礎とする。2011年には国連の障害者の権利に関する条約に対応する国家の行動計画を取りまとめた。ガイドラインについては入手には至らなかった。

C3: フランス (FR)

障害者基本法の改正版である、2005年の障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法に基づく。2011年に作成された「道路と公共空間に関するアクセシビリティ」は、アクセシビリティに関するスタディであり、ガイドラインにあたるような資料の入手には至らなかった。

C4: イタリア (IT)

障害者の人権を守るための各法律に基づく。障害者の権利と平等のためのアクション・プログラムを入手したが、ガイドラインについては特に入手できなかった。

C5: スペイン (ES)

障害者に関する戦略(2010-2020)を入手し、さらに、地方自治体の専門家のためにまとめられたアクセシビリティ・マニュアルを入手した。

C6: アイルランド (IE)

障害者法に基づく、アクセシビリティのためのセクター別の計画を入手したが、ガイドラインの入手には至らなかった。

C7: スウェーデン (SE)

公共空間のアクセシビリティとユーザビリティに関するガイドラインを入手した。

報告書

基本的には、各国ともに、障害者の人権を守り、平等を実現するための法に準拠した行動計画に則っている。これらは、EU基準に準拠しているものと思われる。法律は多く入手できたが、ガイドラインを入手できた国は限られた。また、その他欧州諸国についても、法やガイドラインは存在すると思われるが、今回の調査では、欧州主要国の状況を確認するまでとした。

D: 北中南米地域

D1: アメリカ (US) / アメリカ (ニューヨーク市)

アメリカにおいて関連する法は、障害をもつアメリカ人法 (ADA 法) および建築物障害除去法 (ABA 法) である。この両法に関する規則を入手した。これを基にして、国際基準評議会 (ICC) が国家基準を定め、これが、連邦および州の建築基準に参照されている。ガイドラインは、ADA 法、ABA 法の両方のガイドラインの統合版である、ADA・ABA アクセシビリティガイドラインが定められており、これを入手した。

また、ニューヨーク市においては、ガイドラインをまとめた冊子である、Universal Design New York を入手した。

D2: カナダ (CA) / オタワ市、ウィニペグ市、ロンドン市、ハミルトン市、トロント市

カナダ規格協会が定める建築環境のアクセシブルデザインが、国家基準としてカナダ規格審査会から承認されている。これは、法的拘束力はないが、各地方自治体が定めるガイドラインの最低基準を定めるものである。これを基にした、オタワ市、ウィニペグ市、ロンドン市、ハミルトン市、トロント市の基準を収集した。

D3: ブラジル (BR)

ブラジル政府による、障害者のための国家政策、および、障害者のアクセシビリティ推進のための規則を基にして、ブラジル技術規格協会が、長距離列車、空港、エレベーター、建築・設備・都市空間、都市鉄道・地下鉄、道路交通、バス、海上交通等の分野ごとのガイドラインを定めている。また、別途、観光に関わるアクセシビリティ・マニュアルも整理されている。

リオ・オリンピック・パラリンピックに向けて、これら国内の基準、および国際的な基準をレビューした技術基準が作成され、これが交通を含む都市整備の基準となっている。

D4: チリ (CL)

ユニバーサルアクセスマニュアルを入手した。これはバリアフリーのガイドラインを定めるものである。

その他中南米諸国については、今回は調査していない。

報告書

E: アジア地域

E1: シンガポール (SG)

建築に関わる、ユニバーサルデザインガイド、建築環境のアクセシビリティ基準が建築建設局により整理されている。

E2: 香港 (HK)

建築署による、バリアフリー・デザイン・ガイドを入手した。交通分野では、運輸署が障害者のための公共交通ガイドがウェブ上で閲覧できるが、これはむしろ障害者が公共交通を使って移動する際に参考にするためのガイドとしての役割を担うものであった。

E3: 台湾(TW) (台北市)

台北市における、建築物のバリアフリー施設設計のガイドラインを入手した。

E4: マレーシア (MY)

国際連合開発計画 (UNDP) マレーシアがまとめた、障害者のための公共交通アクセシビリティにおける国際的な手法のレビューを入手した。

E5: インド (IN)

中央公共事業局の、バリアフリーとアクセシビリティのガイドライン (1998年) と、ハンドブック (2014年) を入手した。ハンドブックは、内容も充実しており、バリアフリーのガイドラインとしての役割も持っているものと思われる。

E6: サウジアラビア (SA)

地上交通、海上交通別に、ガイドラインを入手した。運輸省および、プリンス・サルマン障害者センターによる作成で、比較的充実した内容のガイドラインであった。

E7: タイ (TH) / バンコク都

タイにおいては、最上位に位置づけられる、障害者の人権保護等を定めた法律 (Rehabilitation of Disabled Persons Act (1991)) をはじめ、障害者に関する法律の存在が確認できたが、すべてを入手するには至らなかった。また 1997年に制定された、デザインガイドラインにて、建築物におけるバリアフリー基準を設けている。さらに、大量輸送公社 (MRTA) は、独自にマニュアルをガイドラインとして使用しており、先進的な取り組みをしている。なお、これは、MRTAの内部資料であり、公開はされていない。

その他、韓国・中国についても同様の法・ガイドラインの入手を試みたが、北京市におけるガイドラインの存在は確認できたものの、資料の入手には至らなかった。その他アジア諸国も、言語の違いにより、資料収集は困難であった。

報告書

F: その他地域（オセアニア）

F1: オーストラリア（AU）／オーストラリア（西オーストラリア州）

オーストラリア規格協会によるアクセスとモビリティのデザインが国家基準として存在し、その下に、公共交通のアクセシビリティのガイドライン、建築のガイドラインが存在する。国家基準は購入が必要であり、今回の調査では入手していない。また、ガイドラインは多くの条項で国家基準を参照しており、詳細の検討には、国家基準の入手が必要となる。

また、別途西オーストラリア州の公共交通バス停のデザインガイドラインを入手した。

F2: ニュージーランド（NZ）

建築法、および、ニュージーランド規格協会による建築と付帯施設のアクセシビリティの基準を入手した。これを参照としながら、ニュージーランド・バリアフリートラストによる建築環境ガイドラインがまとめられている。

その他地域でも資料収集を試みた中で、英語を公用語とする先進国である、オーストラリア、ニュージーランドの資料収集が可能であった。エジプト、南アフリカ等のアフリカ諸国においても、インターネットを通して収集を試みたが、資料の入手には至らなかった。

5. 比較検討項目と代表的な資料のレビュー（比較マトリクス）

5.1. 比較検討項目

本調査においては、我が国における以下のガイドラインを比較対象のガイドラインとした。

- バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編：平成 25 年 10 月
- バリアフリー整備ガイドライン車両等編：平成 25 年 10 月

このガイドラインは、平成 12 年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と、平成 6 年に施行され、平成 15 年改正された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が一体化され、平成 18 年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）を基にする、公共交通機関に関するガイドラインである。バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編は、昭和 58 年の「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」から、平成 6 年、平成 13 年、平成 19 年の改訂を経て 5 版目となっている。車両等編は、平成 2 年の「心身障害者・高齢者のための公共交通機関の車両構造に関するモデルデザイン」から平成 13 年、平成 19 年の改訂を経て、名称を変え、4 版目となっている。

なお、日本では、上記の公共交通機関に関するガイドライン以外にも、3 章に記載した通り、建築物や道路等に関するガイドラインを作成している。本調査では、公共交通機関に関する比較検討を行う

報告書

ため、これらの資料は比較対象とはしていない。

本調査で行う公共交通機関に関する比較検討に際して、以下の項目により、マトリクスを作成し、比較検討を行った。

(1) 基本事項

以下の基本的な項目について、諸外国の基準から読み取れる部分を比較した。

- ・ 関連法： ガイドラインの上位に位置づけられる法律
- ・ 法律制定の背景・歴史・目的等： 特記すべき背景、改定の経緯などが分かれば記載する。
- ・ 対象施設： 日本の場合は、一日の乗降客数 3,000 人の施設を対象施設の目安としている。
- ・ 対象者： 日本の場合は、高齢者、肢体不自由者（車いす使用者/車いす以外使用者）、内部障害者、視覚障害者、聴覚・言語障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、妊産婦、乳幼児連れ、外国人、その他を対象としている。
- ・ 基本的・具体的な考え方： ガイドラインが扱う考え方

(2) 個別の比較項目

日本のガイドラインに示された項目を海外のものと比較するに際して、比較検討のしやすさを重視して、項目別の方法を取った。

日本のガイドラインを項目別に再編成して比較検討を行うもので、重複する項目を可能な限りまとめ、他国の諸基準との比較を効率的に行い、かつ、各基準の相違点をわかりやすく示すことを目的とした。また、各項目に、「その他」欄を記載し、日本のガイドラインにはない項目についても、比較できるようにした。

報告書

表 2：項目別比較項目案

通路等		一般事項/考え方	一般事項/考え方	救護室
通路/スロープ/階段	一般事項/考え方	視覚障害者誘導案内 (音声・音響)	車両運行案内	AED
	幅		案内箇所	電話/ファックス
	段差		その他事項	祈祷室(ムスリム等)
	空中突出物/階段・スロープ下	視覚障害者誘導案内 (触知案内・点字)	一般事項/考え方	その他事項
	勾配		触知案内図/触知案内の音声・音響	旅客施設
	踊り場		手すり	一般事項/考え方
	蹴上・踏面・段鼻/階段形式		点字運賃表/券売機の点字案内	駅改札
	立ち上がり部分/水平部分/終端部	緊急時案内	その他事項	有人改札
	階段・スロープの識別		一般事項/考え方	自動改札
	手すり(位置・高さ・形状・材質・端部)		誘導標識	コミュニケーション
床(仕上げ)	案内設備		その他事項	
その他事項	異常表示		一般事項/考え方	
出入口/戸	一般事項/考え方	明るさ/照明	その他事項	床(仕上げ)
	幅		一般事項/考え方	横断勾配
	段差		明るさ	転落防止措置/転落時の安全確保
	水平区間	聴覚障害者用設備	照明	乗車位置表示
	開閉構造		その他事項	駅プラットフォーム
	床(仕上げ)		聴覚障害者の案内	連絡装置(連絡場所(どこにつながるか))
その他事項	磁気誘導ループ(ヒアリングループ)/設置箇所	ファックス	車両との段差と隙間の解消	
その他項目			隙間の警告	
移動器具		その他項目	柱・設置物等の識別	
エレベーター	一般事項/考え方	トイレ	その他項目	駅名表示/停車駅案内/時刻表
	かごの大きさ		トイレ	その他事項
	幅(出入口)		一般事項/考え方	一般事項/考え方
	鏡		小便器	段差
	外部との連絡/異常表示		大便器	幅
	表示		洗面器	床(仕上げ)
	操作盤		手すり(位置・高さ・形状・材質・端部)	バスターミナル/バス停
	安全装置		床(仕上げ)	上屋
	手すり(位置・高さ・形状・材質・端部)		呼び出しボタン	侵入防止措置
	床(仕上げ)		器具の形状、色、配置	横断歩道
開口幅	簡易型多機能便房	表示案内/時刻表		
その他事項	その他事項	その他事項		
エスカレーター	一般事項/考え方	多機能トイレ	一般事項/考え方	一般事項/考え方
	方向		大きさ	航空旅客ターミナル
	幅		便器	搭乗橋
	床(表面)仕上げ		手すり(位置・高さ・形状・材質・端部)	搭乗改札口
	水平部		床(仕上げ)	その他事項
	手すり(ベルト)		オストメイト利用者対応	その他旅客施設
	速度		付属機器	車両
	方向表示・識別		洗面器	一般事項/考え方
その他事項	鏡	乗降口の幅		
その他項目	器具の形状、色、配置	車両とプラットフォームの段差/解消方法		
案内	その他事項	手すり/つり革		
視覚表示(サイン)	一般事項/考え方	施設・設備	一般事項/考え方	床(仕上げ)
	誘導サイン・位置サイン		共通事項(鉄道・バス・航空機等)	座席
	案内サイン		券売所、案内所、待合室	優先席
	表示方法/配慮		カウンター	車いすスペース(設置箇所、数、大きさ)
	情報内容		コミュニケーション	視覚障害者用設備(点字・音声)
	器具デザイン	その他事項	聴覚障害者用設備(文字情報・磁気ループ)	
	向きと高さ	券売機	視覚表示(サイン)	緊急時案内
	位置と間隔		一般事項/考え方	トイレ/多機能トイレ
	可変式情報表示装置		高さ	連絡装置
	色/コントラスト		跳込み	その他事項
その他事項	機械(金銭投入口/画面/ボタン/テンキー)		その他個別の車両に関する事項	
視覚障害者誘導案内(ブロッコ)	一般事項/考え方	休憩施設	一般事項/考え方	その他比較検討項目
	形状(線状・点状)		ベンチ	車椅子等のスベック
	色彩		水飲み台	接遇介助のトレーニング(事業者側)
	材質	その他事項	利用者(一般者/障害当事者)のトレーニング	
	敷設方法・敷設位置	一般事項/考え方	当事者意見聴取/諮問機関の機能	
	その他事項	授乳室	既存不適格施設の取り扱い	
	授乳室	その他項目		
	ベビーベッド・ベビーチェア(設置箇所)			
	その他事項		基準記載のその他項目	

報告書

5.2. レビュー対象資料

比較マトリクス作成にあたっては、以表に示す資料をもとに比較を行った。各地域から代表的な基準、かつ、資料内容が整った資料を選定した。

表 3 : 比較対象とした各国の基準

地域	対象国・機関	基準名	発行機関	発行年
(基準国)	日本	バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編／車両等編）	国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団	2013
国際機関 ／欧州国際機関	国際運輸大臣会議（ITF）	Improving Transport Accessibility for All: Guide to Good Practice	欧州運輸大臣会議（ECMT: ITFの前身組織） 国際公共交通連合（UITP）	2006
欧州	イギリス*1	The Rail Vehicle Accessibility Regulations 1998	英国政府	1998
		The Rail Vehicle Accessibility (Interoperable Rail System) Regulations 2008	英国政府	2008
		Accessible train and station design for disabled people: A Code of Practice	運輸省 英国規格協会（BSI）	2011
		Design of Buildings and their approaches to meet the needs of disabled people. Code of practice (BS8300)	英国規格協会（BSI）	2010
		Access to Air Travel for Disabled Persons and Persons with Reduced Mobility - Code of Practice	運輸省	2008
	フランス	Accessibilité voirie et espaces publics（道路と公共空間のアクセシビリティ）	ネットワーク・運輸・都市計画・公共施設研究センター（CERTU）*2 エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省（DDTM）*2	2011
北中南米	アメリカ	Accessible and Usable Buildings and Facilities (ICC AI 17.1-2009)	国際基準評議会（ICC）	2010
		Americans with Disabilities Act and Architectural Barriers Act Accessibility Guidelines (ADA/ABAAG)	合衆国アクセス委員会	2014
	カナダ	CSA Standard B651-04 Accessible Design for the Built Environment	カナダ規格協会	2004
		2010 City of Winnipeg Accessibility Design Standards	ウィニペグ市	2010
	ブラジル	Rio 2016 Accessibility Technical Guidelines Version 3	2016 リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック組織委員会	2013
アジア	シンガポール	Code on Accessibility in the Built Environment	建築建設局	2013
	タイ（バンコク都 MRTA）	MRTA Design Standard Manual - Section No.3 Architecture & Station Planning*3	タイ大量輸送公社（MRTA）	2005

注釈 *1: イギリスの法律は、基本的には、イギリスを構成するイングランドおよびウェールズを対象とするが、おおよそ全国に適用されている。条項によっては北アイルランドを省くなど、対象とする範囲が異なる場合がある。

*2: 2011年当時の組織名で、現在は組織改編されている。

*3: 非公開資料であり、MRTAが自身の駅整備に活用しているマニュアル

報告書

国際運輸大臣会議 (ITF)により発行されている「Improving Access to Public Transport: Guidelines for Transport Personnel」の内容検討も行ったが、これはハード整備に関わるガイドラインではなく、駅係員、乗務員等に求められる障害者への援助・支援についてまとめたガイドラインであり、比較マトリクスの比較対象とはしなかったが、検討項目「接遇介助のトレーニング (事業者側)」の項に当てはまる内容であった。

イギリスにおいては、各分野でガイドラインとなるものが分かれているため、複数の資料について比較を行ったことから、充実したバリアフリー基準が確認できた。

フランスにおける「Accessibilité voirie et espaces publics (道路と公共空間のアクセシビリティ)」は、ガイドラインであると思われたが、バリアフリーに関するスタディであったため、期待された基準の発見には至らなかった。

タイにおいては、特に先進的にバリアフリー化を進めている大量輸送公社(MRTA)独自の基準を比較した。

5.3. 比較マトリクスによる比較検討

本調査では詳細の数値目標までは比較の対象とせず、各規定が、「数値規定：最低および最大値を数値として定める規定」であるか、「性能規定：数値以外の性能および考え方を示す規定」であるかを確認するにとどめている。また、日本の項目にない事項に関しては、比較マトリクスの各欄に記載した。

別添2に比較検討したマトリクスを示す。また、下記に、各大項目別の特徴を要約して記す。

(1) 基本事項

<p>関連法 法律制定の背景・ 歴史・目的等</p>	<p>主に欧米諸国（イギリス、フランス、アメリカ等）では、人権に端を発する法律に基づいてガイドラインが定められている。これは、2006年の国連人権条約や、EUによる戦略を上位の考え方としている。また、障害者に対する人権も、イギリスで障害者差別禁止法が平等法に改められたように、障害者を特別扱いするのではなく、健常者と同じく平等に生活することができる社会を目指すという考え方に移行している。</p> <p>日本では、障害者の移動の円滑化の推進を目指した法に基づいており、類似する考え方としては、アメリカでのガイドラインが建築障害物除去法にも基づくことや、イギリスがEUの物理的なバリアフリー基準にも準ずることなどがあげられる。</p>
------------------------------------	--

報告書

対象施設	<p>日本においては、対象施設は乗降客数 3,000 人以上を基準としているが、このように規模を定める事例は他にはなく、一般に公共的な施設の新築・改築・増築を対象とする場合が多い。</p> <p>また、各国のガイドラインでは、公共交通に特化したものは少なく、建築・都市環境一般を対象とする場合、あるいは、障害者のアクセシビリティに関わる全ての事項（ウェブサイト等へのアクセス等）を扱う場合がほとんどであった。これらの基準が、車両まで包括する場合は少なく、オリンピック・パラリンピックのために再整理されているブラジルの事例のみであった。また、分野ごとに別々の基準を設けるイギリスは、車両に関する記載がまとめて整理されていた。</p>
対象者	<p>日本においては、高齢者、各種障害者、妊産婦、幼児連れ、外国人まで含めて対象とするが、比較対象事例では、障害者との記載にとどまっている場合がほとんどであった。イギリスの基準では、すべての人が移動しやすい事との記載があるなど、ガイドラインの目的は必ずしも障害者に限るものではなく、すべての人が平等に移動できることを目指すものである。また、シンガポールでは、子供について、ブラジルでは低身長者も対象としている。</p>
具体的な考え方	<p>基本的には、障害者、およびすべての人々が移動可能な環境を整備することを目指しており、この意味において相違はない。</p>

(2) 個別の比較項目：通路等

通路／傾斜路（スロープ）／階段	<p>基本的には、幅、段差、空中突出物、勾配、踊り場、階段形式、手すり、床にわたり規定を設けており、どのガイドラインも類似している。日本には記載のない特記事項は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 屋外の場合の規定（縁石の設置、雪や氷への対策、横断歩道等を含む） - 傾斜路（スロープ）・階段の端部処理の規定（手すり、腰壁の立ち上がり部分等） - 手すりを設置する壁の仕上げに関する規定 - 柵（格子）に関する規定 - 階段の種類（踏板のみの階段は推奨しない、蹴込みを設けること） - 人の流れる早さに関する規定
出入口／扉	<p>基本的には、幅、段差、水平区間、開閉構造、床、等のガイドラインは類似している。日本には記載のない特記事項は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 扉自体の構造／材料に関する規定 - 扉の開閉重さ／開閉時間に関する規定 - その他扉形式に関する規定（回転扉／自動ドア／パワーアシストドア／扉のクローザー／連続する扉） - 取手等の金物類に関する規定
その他	<ul style="list-style-type: none"> - 避難経路とその確保、避難用扉・非常口に関しての規定がイギリス、カナダ、ブラジルでは特記されている。ブラジルではこれらに加えてレスキューエリアに関する規定されている。 - ITF では、柱の識別に関して特記されている。

報告書

(3) 個別の比較項目：移動器具

エレベーター	<p>一般的事項として、日本では主動線から認識しやすい位置への設置が推奨されるが、イギリスでは、階段の近くに設置するとともに、複数のエレベーターがある場合はグループ化すること、スルー型エレベーターの設置を推奨している。</p> <p>各ガイドライン共に、大きさ、幅等の基本的事項は類似したガイドラインとなっているが、イギリスを除き、鏡の設置、手すり、ロビーの規定はなかった。</p> <p>また、プラットフォームリフト、斜行エレベーター等異なる形式のエレベーターについても、イギリス、アメリカ、カナダではガイドラインがまとめられていた。</p>
エスカレーター	<p>日本でのガイドラインが最も細かく規定を定めている。タイでは、発注時の仕様として規定している。一方で、日本では記載のない特記事項は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 動く歩道に関する規定 - 緊急停止ボタンに関する規定 - 乗降箇所の照明

(4) 個別の比較項目：案内

視覚表示（サイン）	<p>基本的には日本のガイドラインは他国に比べ詳細まで言及している。イギリスでは、サイン体系を包括的で整合性のとれたものである事を求めているほか、日本では数値規定まで求めている表示方法・配置、器具のデザイン、色まで数値規定を定めるなど、より具体的なガイドラインとなっている。</p> <p>日本には明確に書かれていない規定としては、以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - フォントおよび文字サイズの規定・すべて大文字にしない等の規定 - 案内板の反射に関する規定 - 可変式情報表示装置の情報表示時間に関する規定 - シンボルの活用を推奨すること
視覚障害者誘導案内（ブロック）	<p>日本のガイドラインがより細かく規定しているが、各国とも同様に規定している。イギリスにおいては、EUの基準を参照している。</p>
視覚障害者誘導案内（音声・音響）	<p>車両運行案内、案内箇所ともに日本のガイドラインでは詳しく記載されている。イギリスを除き、他国では簡素な規定となっている。一方で、日本では記載されていないシステムとして、アメリカのガイドラインは以下の基準が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 赤外線方式（RIAS）の歩行補助装置／双方向通信システムに関する規定
視覚障害者誘導案内（触知案内・点字）	<p>日本では、公共用通路に通ずる出入り口等、分かりやすい個所に設けるものとし、設置箇所、音声案内との併用など細かく定めているが、他国では特段記載はない。一方でイギリスでは、明るさに関しても記載されている。</p>

報告書

緊急時案内	日本では、緊急時に高齢者・障害者が円滑に避難できることを目指し、誘導標識、案内設備の規定がある（一方で避難経路に関する記載はない）。また異常表示/連絡に関しては、トイレの項に記載がある。イギリスでも同様に誘導標識、案内設備、異常表示の記載がある事を除き、他国でのガイドラインでは不十分である。 一方でアメリカでは、警報機・火災警報器に関する規定がある。
明るさ/照明	日本では階段の項に簡易な記載があるだけであるが、イギリスやカナダでは明るさに関する規定や、照明（器具）に関する記載もある。アメリカでは、エレベーター内部の照度を規定している。
聴覚障害者用設備	日本では不十分であるが、イギリス、アメリカでは聴覚障害者の案内、ヒアリングループの規定がある。また、ブラジルには、映像における手話表示の規定がある。
その他	ブラジルでは、テレコミュニケーション（電話、カフェのインターネット、テレビ等）に関する性能規定がある。

(5) 個別の比較項目：トイレ

トイレ	日本では、すべての利用者がアクセスしやすい事を求め、便器、洗面器、床、呼び出しボタン、器具、簡易型多機能便房、配置、緊急時通報に関する規定がある。他国もほぼ同様にトイレに関する規定を定めている。ブラジルでは、オリンピック・パラリンピック施設のためのガイドラインであるため、スポーツ施設におけるトイレの要求性能に言及している。一方で、日本にない規定や特徴としては、以下がある。 <ul style="list-style-type: none"> - イギリスでは特に大規模駅において、着替え設備の確保、バリアフリートイレの占拠を防ぐために授乳室の設置を求めている。また、明るさに関する規定、緊急時に外から開けられる扉、流すレバーの性能規定も記載がある。 - アメリカ、カナダ等では、器具について種別に規定を設けている。（コートフック、棚、鏡、タオルディスペンサー、トイレトペーパーディスペンサー、石鹸ディスペンサー、シャワールーム、バスタブ、ソケット等） - カナダでは、単独の一般便房に関する規定がある。 - 子供および低身長者のトイレについての規定がある。 - 個室ドアに関する規定がある。
多機能トイレ	多機能トイレに関する各規定は、日本、ITF、イギリスにのみ記載があった。アメリカでは、車いす用トイレ、子供トイレに関しても、トイレ一般の項目にまとめられている。また、イギリスでは、多機能トイレの利用時間は一般のトイレと同程度でなければならないと記載がある。
ユニセックストイレ	イギリス・ブラジルにのみ、記載がある。ただし、イギリスに関しては多機能トイレについてユニセックストイレと呼称している。

報告書

(6) 個別の比較項目：施設・設備

券売所／案内所／待合室	<p>日本では車いすに配慮すべく、カウンターの規定、コミュニケーションに関する規定を設けている。イギリス、アメリカ、カナダでも同様に販売・サービスカウンターに関する規定がある。</p> <p>日本では特に記載されていない項目としては、以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - イギリスでは聴覚障害者のためのヒアリングループに関する規定がある他、切符販売において、正確かつ公正に様々な種類の案内と販売を行うように記載されている。 - すべての乗客が待つ場所において少なくとも一つの車いす使用者の場所を確保する（EU基準）、また、これは風雨をしのげる場所である事が規定されている。 - 盲導犬への配慮が規定されている。
券売機	<p>日本では、車いすと視覚障害者に配慮した、高さ、蹴込み、券売機本体、呼び出し装置、点字に関する規定がある。イギリス、アメリカ、カナダでも、およそ同様に操作盤（機械）に対する規定があるが、呼び出し装置や点字への特記はない。</p> <p>イギリスでは、煩雑な切符の購入が多くの人にとって公共交通の利用を妨げているという理解から、極力シンプルな券売機の設置を求めている。</p>
休息施設	<p>日本では、特に長距離移動する高齢者、障害者等に配慮し、ベンチや水飲み台の設置に関する規定がある。他国でもほぼ同様にベンチや水飲み台に関する規定がある。日本では特に記載がない項目として、以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 屋外テーブルの設置
乳幼児施設	<p>日本では、授乳室、ベビーベッド、ベビーチェアに関する規定がある。他国ではトイレの項の器具類に記載されている場合がある。また、イギリスでは、大規模駅において、バリアフリースイートの占拠を防ぐために授乳室の設置を求めている。</p>
その他	<p>日本では、救護室、AED、電話／ファックスに関する記載がある。電話に関しては、アメリカ、カナダでも同様に記載があった。カナダ・ウィニペグ市では、祈祷室の記載があったが、他国での事例では特に記載はなかった。</p> <p>その他、他国で記載のあったものを以下にあげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - Help Point（音声等による案内ポイント）の規定 - 駐車場／乗降場所に関する規定 - ATMに関する規定 - 試着室／更衣室／シャワー室に関する規定 - 作り付け家具に関する規定 - 避難場所に関する規定 - キーパッド（テンキー等入力装置）に関する規定 - 待合所／チケット販売等の行列に関する規定 - カフェテリア／レストランに関する規定 - 宿泊施設に関する規定（寝室、家具類、窓、バスルーム、キッチン、レセプション等）

報告書

(7) 個別の比較項目：旅客施設

駅改札	<p>日本では、障害者が単独で利用できること、高齢者・妊産婦・視覚障害者のための有人改札の設置と音声案内を基本的な考え方とし、拡幅改札、有人改札、自動改札に関する規定と、コミュニケーションの規定を設けている。他国では、EUにおいて拡幅改札の規定が、カナダで自動改札の規定がある以外は特に記載はない。また、タイでは拡幅改札は設置せず、有人改札で対応することを求めている。</p> <p>日本には記載のない事項として、イギリスでは、ゲートの色や照明に関する性能基準を求めている。</p>
駅プラットホーム	<p>日本では、転落防止、車両との段差解消、段差解消装置の使用は迅速に行う事を基本とし、詳細まで規定されている。(床、横断勾配、転落防止策、乗車位置表示、連絡装置、段差の解消、隙間の警告、柱等設置物の識別、案内に関して)</p> <p>イギリスでは、EUの基準も参照しつつ、おおよそ同程度の規定を設けているが、その他諸国での規定はアメリカでプラットホームの規定を持つ程度である。ブラジルでは、ユニバーサルデザインの原則と、ブラジルの都市アクセシビリティ計画に沿うものとしている。</p>
バスターミナル／バス停	<p>日本では、段差、幅、床、上屋、侵入防止措置、横断歩道、表示案内等について記載されている。他国はこれには劣り、アメリカにおいてバス乗降エリアの数値規定（傾斜路（スロープ）、エリア寸法）を定めているほかは、ほぼ記載はない。</p> <p>ブラジルでは以下の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 必要なインフラ整備全般に関する記載 - 優先席、車いすスペースと併せて、盲導犬スペースについても記載 - 照明に関する規定 - 機材・家具等の識別に関する規定
航空旅客ターミナル	<p>日本では、保安検査場（車いす等の金属探知機に反応する器具使用者への配慮）、搭乗橋、搭乗ゲートに関する規定がある。他国では、イギリス、ブラジルにのみ同様の規定があり、日本の規定に加え、以下の規定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 座席の確保 - 情報へのアクセス - 盲導犬への配慮 - 待合場所 - チェックインカウンターおよび自動発券機
その他	<p>ブラジルでは、海上交通に関する規定がある。</p>

報告書

(8) 個別の比較項目：車両

共通事項（鉄道・バス・航空機等）	<p>イギリスとブラジルを除くと、他国では、ガイドラインは建物を対象とするものが多く、車両についての記載を収集することができなかった。タイ（地下鉄）では、イギリスおよびEUの基準に従い、具体的には発注時の仕様として規定していた。</p> <p>日本では、乗降口の幅、段差解消、手すり、床、座席、優先席、車いすスペース、視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備、サイン、緊急時案内、トイレ、連絡装置等の規定がある。また、EUおよびイギリス、ブラジルもほぼ同様の規定を持つ。</p> <p>日本にはない規定としては、以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 盲導犬アクセス、スペースに関する規定／寝台設備／機内車いす／簡易医療器材
------------------	--

(9) 個別の比較項目：その他検討項目

車いす等のスペック（必要スペース）	<p>各国とも車いすの必要周辺スペースを数値化して示している。日本では松葉杖使用者についても同様に数値化して基準としている。日本には明記されていないが、他国では、下記についても対象として寸法を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 盲導犬使用者／白杖使用者／電動車いす使用者／歩行補助器使用者
接遇介助のトレーニング	<p>イギリスにおいて記載があった。また、ITFは「Improving Access to Public Transport: Guidelines for Transport Personnel」に整理している。</p>
利用者（一般者/障害当事者）のトレーニング	<p>特に記載なし。</p>
当事者意見聴取/諮問機関の機能	<p>イギリスにおいては「Disabled Persons Transport Advisory Committee」が策定ワーキンググループに参加している。</p>
既存不適格の取り扱い	<p>各国とも特に明記はなく、基本的には、新築、改築、増築を対象としている。タイでは、努力義務としている。その他に特記すべき事項を以下にあげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - イギリスでは、規準(Code of Practice)は、建築物等の設計における適切な基準を示すもので、鉄道駅の場合は事業免許交付の条件の一つとなっている。一方で、免除申請があるが、これは新規駅や大規模改修では通常認められるものではない。 - アメリカのADAガイドラインでは、従うべき対象となる既存施設については、司法省に決定権があり、また、司法省発行の規則で要求される範囲内のみで有効となる。 - ブラジルでは、オリンピック・パラリンピック施設を対象とするが、すでに設計・建設が始まっている施設に関しては、可能な限りの設計変更を求めている。そのほか特記すべき事項として以下をあげる。
その他項目	<ul style="list-style-type: none"> - イギリスやブラジルではウェブサイトへのアクセシビリティに関する情報開示、ウェブデザインに関する規定、施設内の無人情報提供媒体に関する規定がある。 - その他、ドッグラン、植栽、歴史的空間、オフィス、会議室、キッチン、アリーナ、体育館、図書館、宿泊施設等のガイドラインも記載があった。

報告書

5.4. 比較マトリクスにおける具体的な項目の比較検討

今後、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた整備が進められる中で、基準が充実していると考えられた、ITF、イギリス、フランス、アメリカ、カナダ、ブラジルの各基準について、特に重要となる以下の項目の具体的な数値や基準を日本の基準と比較した。なお、フランスの基準には期待された数値基準の記載は少なかった。

各比較項目の概要を以下に記す。また、別添3に具体的な項目別の比較表を示す。

具体的な比較検討項目

(1) 通路

- 幅

一般に、日本の有効幅 140 cmと比較すると、アメリカ (91.5 cm)、カナダ (92 cm)、イギリス (120 cm) では狭くなっている。これは、対象施設が必ずしも公共施設とは限らないためと思われる。一方で、フランスでは歩行者エリアの有効幅は日本と同様 140cm であり、ブラジルでは競技開催地や公共の場では有効幅 200cm、イギリスでの駅の設計基準では、有効幅 160 cmとされ、公共性の高い場ではゆとりを持った基準が定められている。イギリスの基準では、屋内と屋外が別々に記載されており、イギリス、アメリカ、カナダの基準には、Uターン箇所、やむを得ない個所の長さなどが、細かく記載されている。ブラジルでは通行者の人数、車いす使用者の有無により有効幅を段階別に記載している。

- 段差

極力段差を設けないこと、またやむを得ず小さな段差のある個所では勾配を設けることを要求している点で、すべての基準はほぼ同一の考え方である。アメリカ、カナダでは段差高さの許容範囲が示されている他、設置する傾斜路 (スロープ) の勾配が段差の高さ別に定められている。

- 空中突出物/階段・傾斜路 (スロープ) 下

日本と同様、高さ 200cm 程度以内に突出物を設けてはならない規定が共通して記載されている。アメリカ、カナダでは、200cm 以下の空間で突出物を設置する場合は約 68cm 程度の安全柵の設置を要している。

- その他事項

日本の基準では見られなかった横断勾配について、およそ 2% (1/50) 程度で記載されている。

(2) 傾斜路 (スロープ)

- 勾配

一般に 1/12 以下とする点では共通している。イギリス、アメリカ、ブラジルでは、傾斜路 (スロープ) の高さあるいは長さに応じた角度を基準として設定しているほか、イギリスでは屋外の

報告書

場合の規定を設定している。

- 踊り場

日本で一定の高さ（屋内の場合で 75 cm）ごとに踊り場を設けるとしている一方で、ITF、フランス、ブラジルなど、傾斜路（スロープ）の長さに応じた設定基準を設けている。踏幅の長さは、およそ 150 cm程度を最低基準としている。

- 立ち上がり部分/水平部分/終始端部

日本、ITF、アメリカ、では、傾斜路（スロープ）の両側は壁とするか、立ち上がり部を設けることを定めている。また、ITF、ブラジルは、傾斜路（スロープ）の両端では水平部分を 150 cm確保することが記されている。

- 手すり

手すりの高さは日本(85cm程度)と比較すると、他国の基準では、これよりやや高い基準を設けている。手すりと壁面までの距離はおよそ 5cm 以上で共通している。

- その他事項

イギリスでは照明の当て方に関して言及している他、仮設傾斜路（スロープ）に関する記載がされている。仮設傾斜路（スロープ）は既存の建物における例外的な状態にのみ適用されるものとして定められている。

(3) 階段

- 蹴上げ・踏面・段鼻/階段形式

蹴上げは共通して約 16-18cm と定められる。踏面は日本(30cm程度以上)とアメリカ、カナダがほぼ類似し、イギリス(30-45cm)、ブラジル(28-35cm)がやや広い基準を持っている。ITF、アメリカ、カナダ、ブラジルでは段鼻に関して具体的に規定している他、イギリス、アメリカ、ブラジルでは蹴上げ部が開いている階段は禁じられている。

- 立ち上がり部分/水平部分/終始端部

階段の場合は、日本のような立ち上がり部に関する詳細な規定は他国にはない。

- 踊り場

日本、ブラジルでは、それぞれ高さ 300cm、320 cm以内ごとに踊り場を設置すると明記している他、ITF では高さ 120 cm以内ごとに設けるとしている。踊り場長さは、90 cm程度に定めるカナダ以外は、およそ 120 cmである。また、カナダでは、連続した手すりがない場合の踊り場の長さを 210 cm以上と定めている。

- 手すり

各国の手すりの基準は傾斜路（スロープ）とほぼ同様である。

報告書

- 床(仕上げ)

基本的には滑りにくい仕上げとしている。アメリカでは、濡れた状態への考慮、カーペットの毛足長さまで記されている。カナダでは、床の模様や反射を抑える事が記されている。

- その他事項

イギリス、カナダ、ブラジルでは階段の照度に対する数値規定がある。

(3) 出入り口/扉

- 幅

一般に、日本の有効幅 90 cmと比較すると、アメリカ (81.5 cm)、カナダ (81 cm) では狭い。イギリスでは出入り口のアプローチの仕方について細かく規定しているほか、公共に供する扉に関しては 100 cmと、余裕をもった幅としている。ブラジルでは有効幅 98 cmと広めに設定しており、これは競技用車いすを考慮したものと思われる。

- 段差

基本的に段を設けないこと、やむを得ず段差を設ける場合は勾配を設けることが共通して記載されている。

- 水平区間

日本では自動ドアで 120 cm、それ以外で 150 cmと設定しているが、イギリス、アメリカ、カナダでは扉の開閉構造別に水平区間の詳細な数値規定がある。

- 開閉構造

開閉しやすい構造とすることは各国に共通して記されているが、各国で出入り口における開閉構造の詳細な規定は基準が異なる。イギリス、アメリカ、カナダ、ブラジルでは開閉時に必要な力、開閉時間に関する詳細な数値規定がある。

- 床 (仕上げ)

アメリカ、カナダでは日本と同様に滑りにくい仕上げを施すことが求められる。フランスでは視覚障害者に配慮した触覚的に効果のある仕上げを施すことが示される。

- その他事項

カナダではビル入り口において開けた状態のままに出来る扉を 1 つ以上設置することが求められる。またブラジルでは 30m 毎に待合、休憩スペースをつくる事が記載されている。また、車いす使用者に配慮した規定として、イギリス、アメリカでは透過パネルについて記載がある他、アメリカでは扉下部におけるキックプレート(衝撃吸収材)設置についても記されている。また、回転扉は原則として推奨されない。

報告書

(4) エレベーター

- かごの大きさ

日本では複数乗車のエレベーターのかごの大きさを標準的人数ごとに示しているが、イギリスでは車いす一台が乗車できる最低限の大きさも示している。アメリカ、カナダでは、ドアの位置とかごの形態等に応じて大きさを規定している。ブラジルでは乗車人数に応じた大きさを規定している。

- 幅（出入口）

日本、イギリスでは同じく有効幅 80 cm以上、アメリカ、カナダでは通路幅と同じ 92 cm程度を一般的な場合とし、その他状況に応じた値を示している。

- 鏡

日本ではエレベーターの種類によって鏡をとりつける位置を定めているが、他国では詳細に鏡の位置を指定する記載はない。

- 外部との連絡/異常表示

日本の規定では聴覚障害者に配慮した設備を設けることが記載されているが、アメリカ、カナダでは外部との連絡手段を二通り用意することが定められている。

- 表示

停止階の表示、音声案内装置を設置することは共通して記載されている。アメリカ、カナダ、イギリスではさらに音の大きさにおける数値規定が示されている。

- 操作盤

操作盤の位置は日本では床面から 100cm 程度とされるが、操作盤に関して記載のあった ITF、イギリス、アメリカ、カナダ、ブラジルでもおよそ同じ位置に定められている。操作盤のボタンは触覚文字とすること、点字を併記することは共通して記載されている。イギリス、アメリカ、カナダ、ブラジルではボタン高さ、大きさ、文字の大きさ、点字の表記の仕方等において詳細な数値規定がある。

- 安全装置

各国に共通した安全装置に関する記載はない。ブラジルではエレベーター内に火災安全装置を設けることが求められる。

- 手すり

手すり高さについて記載があるのは日本（80-85cm 程度）とイギリス（85-100cm）のみである。手すりを設置する場所について言及しているのは日本、カナダ、ブラジルであり、いずれも全ての壁面に設置することが求められる。

報告書

- 床(仕上げ)
イギリス、アメリカ、カナダ、ブラジルでは滑りにくい仕上げとすることが示されているが、ブラジルではさらに外部の床色と区別し暗い色は避ける等、着色についての規定がある。
- ロビー広さ
日本、イギリスでは車いすの回転半径である 150 cm×150 cmの空間確保を標準としている。アメリカ、カナダでは、ロビーの操作盤のある個所の周辺に 76 cm×122 cmの空間を確保するよう定めている。
- その他事項
イギリス、アメリカでは停止階とかごの隙間について数値規定が記載されている。アメリカではさらに停止階とかごの段差高さについても言及されている。

(5) 視覚表示 (サイン)

- 向きと高さ
空間上部に設置するサイン表示に関しては、ITF、イギリスともに (230cm 以上) としている。一方、アメリカでは天井ではなく壁面のサインの高さ(122cm 以上)とした数値規定がある。日本、カナダは視認性の高い位置に設けるという指示に留めている。向きにおいて、日本では動線と対面する向きという記載があるが、他国ではサイン表示の向きに関して言及していない。カナダでは垂直にサイン表示板を設置することは避けることが示されている。
- 位置と間隔
日本やカナダでは動線の分岐点、階段の入り口等サイン表示を設置する場所が定められているが、他国ではサイン表示の位置と間隔に対する具体的な記載はない。イギリス、アメリカでは、サイン表示はドアではなくドア横側に表示することが定められている。
- 可変式情報表示装置
図と地の色、明るさに対し見やすいように配慮することが共通して記載されている。イギリス、カナダでは情報を流す画面の文字速度について言及する他、カナダでは照度に関する規定がある。
- 色/コントラスト
共通して、見やすい色のコントラストにすることが定められている。日本では避けるべき色の組み合わせが指定されているが、カナダも同様に色の組み合わせにおいて規定がある。またカナダ、ブラジルでは推奨する色の組み合わせにも言及している。
- その他事項
日本の他に、ITF、イギリス、アメリカ、カナダにおいて文字のフォントに関する規定がある。またそのうち日本を除いた国では文字の大きさにおいても詳細な数値規定がみられる。イギリスではさらに触覚文字の仕様に関しても詳細な数値規定が記載されている。

報告書

(6) 多機能トイレ

- 大きさ

日本では、一般に 200 cm×200 cmの空間確保を基準とする。イギリスでは、ユニセックストイレとの記載が事実上の多機能トイレであり、最低限を 150 cm×220 cmとするほか、介助者の有無やシャワーを設置する場合などの数値を示している。アメリカ、カナダでは多機能トイレとしての記載はないが、車いす使用者が使うことができる個室の最低値を定めている。

- 扉

日本の有効幅 80 cmに対し、イギリスでは、(通路の) 扉の有効幅と同じ基準を適用しており、アメリカでは通路幅と等しい 91.5 cmを、カナダでは 81 cmとしている。

(7) ユニセックストイレ

ユニセックストイレを多機能トイレと捉え基準を示したイギリス以外では、ユニセックストイレについて言及しているのはブラジルのみである。ブラジルでは、ユニセックストイレの入り口は他のトイレと独立させることとしている。

(8) 車いす等のスペック

日本では最低の幅を 80 cmとしている。これはイギリスやフランスでも同様である。アメリカ、カナダでは幅 75 cm程度とやや細い数値である。このほか、イギリスでは電動車いすや付添人が押す場合についての数値を示すほか、直角に曲がる場合、折り返して 180 度転回する場合の数値を示している。また、カナダでは、松葉杖、白杖、盲導犬使用者の通路幅を参考として示している。ブラジルでは、車いす自体の幅については記されていないが、通行に必要な最低の幅としてやや広めの 100 cmと定めている。これは競技用車いすを考慮しているためと思われる。

6. オリンピック・パラリンピックにおける取組み

本調査は、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、バリアフリー基準の国際的比較のもとでの改訂を視野に入れた比較検討を行うものであることから、2008 年の北京オリンピック・パラリンピック以降の取組みと大会後のレガシー（遺産）について、簡潔に整理する。

6.1. 北京 オリンピック・パラリンピック (2008 年)

中国では、「障害者保障法」(1990 年制定、2008 年改正) を上位法とし、さらに「中国障害者事業五カ年業務要項」(現在は第 12 次の要項が定められている) が定期的に作成されている。北京オリンピック・パラリンピックを目指した要項では、中国全体で 100 のバリアフリーモデルを作ることが目指された。これを基にして、2008 年北京オリンピック・パラリンピックでは、障害者が容易にアクセス

報告書

可能なオリンピック・パラリンピック関連施設と周辺環境整備を行った。具体的には以下のような整備がなされ、障害者のアクセシビリティが向上した。

- 車いす使用者が移動しやすいように公共施設を改修した。
- 北京市内の全ての高級ホテルを障害者がアクセスしやすいように改修した。
- 北京市内の多くの病院を障害者がしやすいように改修した。
- オリンピック・パラリンピック施設への新たな公共交通システムを建設した。（北京首都国際空港の新ターミナルビル建設、北京の南北に走る地下鉄5番線の建設等）
- 北京市内で障害者に対応したバスを導入し、都心部を走る地下鉄線において障害者対応の車両に置き換えた。
- 歩道、商業施設、文化施設において、段差を解消した
- 北京首都国際空港の敷地内に、障害者用の駐車場を設置した。

6.2. ロンドン オリンピック・パラリンピック（2012年）

2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックでは、北京に比べてより持続可能な成果を残したとされている。とくに、障害者にとっての交通システムへのアクセスが大幅に改善された。駅等の公共交通施設での段差の解消、アクセスしやすいバス停の整備、分かりやすい案内表示の設置が実施され、これらは交通事業者にとって将来的にも障害者を考慮した施設整備を目指す機会となった。当初はオリンピック・パラリンピックのための施設整備が目的であったが、結果的に、障害者の日常生活を継続的に向上させる機会となった。

オリンピック・パラリンピック後の成果をまとめた報告書「Inspired by 2012: The legacy from the London 2012 Olympic and Paralympic Games」では、下記の評価がなされている。

- 81%の人々が、「パラリンピック開催はイギリスの障害者対応に肯定的な効果があった」と回答した。
- スポーツに参加する障害者が増加した。
- リオ2016に向けてパラリンピックの予算が増加した。
- 各地域における住民のスポーツ参加を促すための予算が増加した。
- 会場や周辺地域で交通システムへのアクセスが改善された。
- 内閣を支援するため、パラリンピック・レガシー・アドバイザリー・グループが設立された。

ロンドンオリンピック・パラリンピックでは、障害者に対する理解の大幅な改善があったことが、大きな成果であると考えられる。

また、オリンピック・パークの再利用に関しては、ロンドン・オリンピック・レガシー開発公社が設

報告書

立されて、再利用を推進しており、この際のガイドラインを定めて、大会後も継続的にアクセシビリティの向上に努めている。

6.3. リオデジャネイロ オリンピック・パラリンピック (2016年)

2016 リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会組織委員会は、すべての人々が自律的に、快適かつ安全に大会に参加できるためのユニバーサル・アクセスを実現することを目指し「Rio 2016 Accessibility Technical Guidelines」を作成した。これは、国内の法律およびアクセシビリティの基準、更に国際パラリンピック委員会（IPC）によるアクセシビリティガイド「The International Paralympic Committee Accessibility Guide」を基にして作成された新たな技術基準である。ここでは以下の点について基準を定めている。

- 出発エリアと到着エリア（出入り口、通路、緊急施設など）
- スポーツ施設（公共エリア、アスリートのトイレや更衣室など）
- 宿泊施設（寝室、駐車場、レセプション、レストラン、その他公共エリアなど）
- 交通機関（陸上、海上、空路、水上の各交通機関）
- コミュニケーションと情報アクセス（視覚情報、オーラル・インフォメーション、電子・デジタル通信など）

このガイドラインは、障害者が他の者と同じく、平等に参加できることを確保する重要な指針である。オリンピック・パラリンピックに使用される施設には、ガイドラインの全事項が適用される必要がある。また、オリンピック・パラリンピックに関わる全ての施設（スポーツに直接関わらない施設、選手村、宿泊施設等）もガイドラインに従わなければならないとされている。ロンドンオリンピック・パラリンピックと同じく、大会後の持続可能性もめざし、大会への投資および施策は、大会後も継続的に活用されることが望まれる。

7. まとめ

7.1. 本基礎調査で得られた所見

(1) 上位法：人権の平等を基本とする

欧米では、2006年の国連の障害者の権利に関する条約等の障害者も含む平等原則に則る平等法に基づき、各建築や交通施設等へのバリアフリー関連の具体的な基準を定めている。日本においてはこのような人権に関わる記載は、明確には記載されておらず、移動の円滑化に関する法に拠っている。一方で、その下で定められるガイドラインは、主にハード整備を中心としており、大きな差異は認められず、すべての人々が利用しやすいようにするという観点では同一である。

報告書

(2) 対象施設：公共施設全般とする

本調査で対象とした日本のガイドラインは、交通関連施設に特化したものである。一方で他国では、多くが建築物を対象とするものであり、その他にアクセシビリティに関わる全ての事項（インターネット等の情報へのアクセスも含む）を扱うガイドラインも存在した。また、車両に対するアクセシビリティに関しては、分野別に体系的に基準が存在するイギリス、および、アクセシビリティに関わる全ての項目を扱うブラジルを除き、本調査期間では見つける事が出来なかった。（なお、イギリスでは、EUの基準を基礎としている事にも注意したい。）

また、対象施設をおよそ3,000人以上が使用する交通施設と定める日本の基準に対して、他国では施設規模を明記するような事例は見られなかった。ほとんどの場合で、公共施設が対象となるとの記述にとどまっている。既存不適格については、特に特記のあるものはなかった。

さらに、日本では、バリアフリー重点整備地区を指定してバリアフリー化を推進しているが、このように地区を指定するような方針を示すガイドラインは特に見られなかった。

(3) すべての人が移動しやすいとする対象者

多くの国では、「各障害者を対象」と明記されているが、バリアフリー基準の理念はすべての人が平等に移動できることとする場合が多く、移動に困難を伴うすべての人を対象にしていると言える。このような理念は、人権における平等の原則にもかなうものである。

一方で、シンガポールでは「家族」に優しい施設との記述を持ち、子供も視野に入れたガイドラインであった。さらに、ブラジルでは低身長者への対応も求めている（このように低身長者を扱う事例は他には見られなかった）。

また、日本においては、盲導犬使用者を意識した記載は特に見られなかった。

(4) ガイドライン一般

一般的に、ほぼすべてのガイドラインで扱う項目は類似していると言える。もっとも細かな点まで記載しているのは、日本、イギリス、ブラジルのガイドラインであった。イギリスでは、分野別に体系的な基準が存在しており、結果的にすべての分野を包括するものであった。日本も同様に、交通、道路、建築など、別々のガイドラインが存在し、詳細まで踏み込んだガイドラインになっている。ブラジルのガイドラインは、アクセシビリティを総合的に扱っており、ほぼすべての項目で規定があった。

細かな項目では、他国のガイドラインにおいて、日本のガイドラインに記載のないものも多々見つけられた。これに関しては、5.3 および、別添2に詳述する。

ガイドラインの数値基準については、一般的には同様の書きぶりではあるが、それぞれの空間に対する基準値の取り扱いについては、各国で多様となっている。これに関しては、5.4 および、別添3にて詳述している。

報告書

(5) 最新技術にも対応した案内

視覚・聴覚障害者への対応では、おおよそ同等にガイドラインを定めている。特記すべき事項としては、磁気ループ（ヒアリングループ）、双方向通信システム、赤外線方式の歩行補助装置などの新たな技術に関する言及がアメリカやイギリスの基準では見られたことである。また、ウェブサイトへのアクセシビリティに関する規定も見られ、これについても公共交通関連の情報を得る手段と考えられる。さらに、ブラジルでは、映像における手話表示について書かれており、これは他国には見られない事例であった。

(6) 交通関連施設／車両

今回比較の対象とした他国のガイドラインの多くは、交通に特化したものではなかったため、細かな交通関連施設に対するガイドラインの確認までは至らなかった。交通ターミナルは公共施設の一つとみなされている場合がほとんどであるが、プラットホームや改札等に関する規定は不十分であった。車両に関しては、インターネットを通じた本調査において、日本とイギリス以外は十分な資料を発見するには至らなかったが、今後はその詳細を確認する必要がある。

(7) 障害者への援助

障害者に対する、駅員や乗務員の援助等の対応に関しての特記は多くのガイドラインでは見つからなかった。これらは、主にハード整備のためのガイドラインであるためと思われる。一方で、ECMT（現 ITF）は、「Improving Access to Public Transport: Guidelines for Transport Personnel」を作成し、接遇介助のガイドラインとしている。

(8) オリンピック・パラリンピック関連施設対応とその後のレガシー

特にオリンピック・パラリンピック開催にあたっては、国際パラリンピック委員会より、バリアフリー基準を満たすように要求されている。今後オリンピック・パラリンピックを控えるブラジルでは、このような国際的な基準と、国内の基準を統合したガイドラインを作成し、施設整備を実施している。過去の事例でも、このようなオリンピック・パラリンピックを契機とした取り組みは、結果的に、大会関連施設のみならず、周辺地区の整備にもつながり、市民の障害者への理解や、障害者のより積極的なスポーツへの参加にもつながり、大会期間後にも有意義な効果を残している。東京においても、オリンピック・パラリンピックの開催を契機としてバリアフリー環境が大幅に改善されることが期待される。

報告書

7.2. 今後の改訂とそれに向けた詳細調査に向けて

(1) 今後の改訂を見据えた基本的な考え方

欧米をはじめ、「平等原則」と「国連障害者権利条約（The United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities）」を考慮した障害者への対応の一つとして、バリアフリー関連のガイドラインが存在していた。また、オリンピック・パラリンピック等を契機として基準を見直す際には、この原則のもと、国家規格と国際規格（技術基準）とを統合する試みがブラジルでは見られた。

これらのことも考慮し、とりわけ、国際的なバリアフリーのガイドラインとなるような改訂にあたっては、下記の点にも考慮することが望ましい。

- 国際的な平等の原則・戦略、および、国内法に基づくものとしての枠組み
- 技術的枠組み：ISO 基準、国家基準などをレビューしこれらを統合するものとしてのガイドライン。また、ガイドラインが扱う範囲（交通、建築、道路、通信等）の整理

(2) 国際的な基準に基づくガイドライン

日本のガイドラインでは、外国人も対象として整備されている。国際化を推進する日本社会において、訪日外国人旅行客の増加や、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れたガイドラインを考慮するならばなおさら必要な基準である。通路等の数値基準や、特に案内表示や障害者の誘導案内については、できるだけ国際的に統一したものである事が望まれる。

これらを考慮すると、①EUにおける統一基準とイギリス等の各国の取り組み、および、②国際基準と国内の法律と基準を統合してオリンピック・パラリンピックにむけて新たなガイドラインを作成したブラジルの事例について、より詳細まで調査することは有益であると思われる。

(3) 分野をまたぐ統一性

日本においては、一つの法律の下で、交通、建築、道路等がそれぞれガイドラインにあたる基準を持つという形でバリアフリー化整備を実施している。これは、EU および国内法に準じ、分野別に基準を持つイギリスと似た形式である。障害者等の利用者の移動や利用を考えれば、これらに示された基準はすべて統一された考え方に基づいたガイドラインである必要がある。

(4) 様々な対象者と体格に合わせた基準

障害者の移動にあたっては、バリアフリー化に係る基準は、車いす、電動車いす、歩行補助器等の派生型の補装具に対応すること、さらに、盲導犬に対応すること、家族連れも考慮し、子供や低身長者にも対応すること等、すべての人に対応した整備が望まれる。さらに、高齢化する日本では高齢者対応も重要な課題である。

また、色やコントラスト、明るさに対するガイドラインは不十分である。これは弱視、色覚異常者への対応としてのみならず、他の利用者にとっても分かりやすい空間整備として重要な要件で

報告書

ある。

また、各国での数値規定は、その国の標準的な体格を基にしていると思われる。より詳細な比較検討にあたっては、体格に応じてどのような数値規定を設けているかも確認することが望ましい。その上で、より国際的なガイドラインとすることを考慮すべきである。

(5) 情報や新技術に対応したアクセシビリティ

他国の事例では、ウェブサイトへのアクセスのしやすさに関する規定を定めるものもあった。ウェブサイトに限らず、各種情報を得るための方法に関して、障害者や高齢者にとってアクセスしやすいことは重要である。これは、公共交通分野においても共通した課題である。

さらに、磁気ループ（ヒアリングループ）などの新技術、手話を画像表示することで聴覚障害者に配慮するなど、新技術やこれまでになかった新しい案内方式にも配慮する必要がある。

(6) 実施に向けた検討

ガイドラインの改訂を見据えた調査のみならず、そのガイドラインに基づいた公共交通関連施設の整備の実施方法についても検討すべきである。このため、法律による規制の強化、交通事業者に与えるインセンティブ、国や地方自治体による先導など、施設整備を推進する仕組みについても検討することが望ましい。

特にオリンピック・パラリンピック開催を目指して、バリアフリー化を推進したロンドン等の過去の実績、今後のブラジルでの取り組みを、実施方策や体制についても詳細に調査に調査すべきである。

(7) ソフト面での対応：資格とサポート体制

今回比較検討の対象とした資料で、駅係員、乗務員等が、障害者を援助することに対するソフト面でのガイドラインを定めている事例は極めて少なかった。バリアフリー対応は、ハード整備はもちろんのこと、周囲の人々がサポートすることで障害者や高齢者の日常生活を確保するということも含まれるはずである。今後の制度整備においては、このようなソフト面の内容も考慮されるべきであり、これに関わる各国の取り組みも検討されるべき事項である。

報告書

別添1：バリアフリー関連法・基準収集リスト

日本

対象国・機関	ファイル番号	基準類	発行機関	年次	対象地域	言語	データ(PDF)	法律/規則	ガイドライン	方針/その他	注釈
日本		公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(略称:バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)	国土交通省総合政策局安心生活政策課 公共財団法人交通エコロジー・モビリティ財団	2013	全国	日本語	✓		✓		公共交通事業者等に対する旅客施設の整備のあり方を具体的に示したガイドライン
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン(略称:バリアフリー整備ガイドライン車両等編)	国土交通省総合政策局安心生活政策課 公共財団法人交通エコロジー・モビリティ財団	2013	全国	日本語	✓		✓		公共交通事業者等に対する車両等の整備のあり方を具体的に示したガイドライン

報告書

A : 国際機関

対象国・機関	ファイル番号	基準類	発行機関	年次	対象地域	言語	データ (PDF)	法律 / 規則	ガイドライン	方針 / その他	注釈
国際運輸大臣会議 : International Transport Forum (ITF)	A11 (C)	IMPROVING TRANSPORT ACCESSIBILITY FOR ALL: GUIDE TO GOOD PRACTICE	欧州運輸大臣会議 : European Conference of Ministers of Transport (ECMT) (ITFの前身)	2006	欧州 43 か国	英語	✓		✓		ITF の前身機関である ECMT が整理した交通に関するアクセシビリティに関するガイドライン
	A12	IMPROVING ACCESS TO PUBLIC TRANSPORT: Guidelines for Transport Personnel	欧州運輸大臣会議 : European Conference of Ministers of Transport (ECMT) 国際公共交通連合 : The International Association of Public Transport (UITP)	2006	欧州 43 か国	英語	✓			✓	ECMT および UITP が定めた障害者に対するガイドライン。ハード整備に関するガイドラインではない。
国際標準化機構 : International Organization for Standardization (ISO)	A21	ISO/IEC GUIDE 71:2014(E) Guide for addressing accessibility in standards	国際標準化機構 : ISO 国際電気標準会議 : International Electrotechnical Commission (IEC)	2014		英語	✓			✓	アクセシビリティに関する基準を定めるときに考慮すべき点を整理した ISO による基準。
	-	ISO 21542:2011 Building construction Accessibility and usability of the built environment	国際標準化機構 : ISO	2011		英語	要購入				http://www.iso.org/iso/catalogue_detail?csnumber=50498
国際連合 : United Nations (UN)	A31	CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES	国際連合 : UN	2006		英語	✓ (Word)			✓	国連障害者権利条約 (United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD)) での議定書。9章に交通も含むアクセシビリティの考え方がまとめられている。
世界銀行 : World Bank (WB)	A41	Bus Rapid Transit Accessibility Guidelines	世界銀行 : WB	2007		英語	✓		✓		ルウエーとフィンランドのファンドにより、世界銀行がまとめた BRT のアクセシビリティに関するガイドライン。近年増加しつつある BRT に関してのガイドラインが整備されていないとの認識の基、整理された。
Center for International Rehabilitation	A51	International Disability Rights Monitor (IDRM) - Regional Report of the Americas 2004	International Disability Network Center for International Rehabilitation	2004		英語	✓			✓	各国の障害者人権にかかわる概況の整理。交通を含むアクセシビリティについても整理されている。
国際パラリンピック委員会 : International Paralympic Committee	A61	Accessibility Guide - An Inclusive Approach to the Olympic & Paralympic Games	国際パラリンピック委員会 : International Paralympic Committee	2013		英語	✓		✓		国際パラリンピック委員会が定めたアクセシビリティに関わるガイドライン。交通に関しても定めている。

報告書

B : 欧州国際機関

対象国・機関	ファイル番号	基準類	発行機関	年次	対象地域	言語	データ (PDF)	法律 / 規則	ガイドライン	方針 / その他	注釈
欧州連合 : European Union (EU)	B11	European Disability Strategy 2010-2020: A Renewed Commitment to a Barrier-Free Europe	欧州委員会 : European Committee (EC)	2010		英語	✓			✓	ECが定めた障害者対応に関する戦略。2.1章-1がアクセシビリティに関する戦略
	B12	COMMISSION DECISION of 21 December 2007 - concerning the technical specification of interoperability relating to 'persons with reduced mobility' in the trans-European conventional and high-speed rail system (TSI-PRM)	欧州連合 : EU	2007		英語	✓		✓		EUにおける鉄道のバリアフリー基準
	B13	COMMISSION REGULATION (EU) No 1300/2014 of 18 November 2014 on the technical specifications for interoperability relating to accessibility of the Union's rail system for persons with disabilities and persons with reduced mobility	欧州連合 : EU	2014		英語	✓	✓			EUにおける鉄道のバリアフリー規則
欧州評議会 : Council of Europe	B14	Achieving full participation through Universal Design	欧州評議会 : Council of Europe	2009		英語	✓			✓	欧州各国のユニバーサルデザインに関わる実践が整理されている。
ヨーロッパ障害フォーラム : European Disability Forum (EDF)	B21	Accessibility for persons with disabilities in the EU railway sector - state of play	ヨーロッパ障害フォーラム : EDF	2014		英語	✓ (Word)			✓	鉄道関連の障害者に対するアクセシビリティの現状の整理。
欧州障害専門家学術ネットワーク : Academic Network of European Disability Experts (ANED)	B31	Maximizing the Impact and Effectiveness of Accessibility Measures for Goods and Services: Learning from National Experience	欧州障害専門家学術ネットワーク : ANED	2012	EU 各国	英語	✓ (Word)			✓	EU 主要国のアクセシビリティに関する方策の紹介。
	B32	National accessibility requirements and standards for products and services in the European single market: overview and examples	欧州障害専門家学術ネットワーク : ANED	2013	EU 各国	英語	✓ (Word)			✓	EU 主要国のガイドライン整備状況を整理下レポート。なお、ANEDによるEU 主要国別の法関係を整理したレポートも入手可能。

報告書

欧州標準化機構： European Committee for Standardization (CEN) / 欧州電気標準化委員会： European Committee for Electrotechnical Standardization (CENELEC)	B41	WORK PROGRAMME 2015 - European Standardization and related activities	欧州標準化機構：CEN 欧州電気標準化委員会：CENELEC	2014	EU 各国	英語	✓	✓	欧州標準化機構／欧州電気標準化委員会による2015年のワークプログラム。アクセシビリティの活動も紹介されている。
	B42	STANDARDISATION MANDATE TO CEN, CENELEC AND ETSI TO INCLUDE "DESIGN FOR ALL" IN RELEVANT STANDARDISATION INITIATIVES	欧州委員会：European Committee (EC) 欧州標準化機構：CEN 欧州電気標準化委員会：CENELEC 欧州電気通信標準化機構：European Telecommunications Standards Institute (ETSI)	2010	EU 各国	英語	✓	✓	PDFはECによるMandate（要請）。CEN-CENELECによるワーキンググループ（CEN-CENELEC JWG 5- Design for All）がこの実施のために活動している。 http://www.cencenelec.eu/standards/Sectors/Accessibility/DesignForAll/Pages/default.aspx
	B43	Guide for addressing accessibility in standards - Edition 2, 2014-12 (Supersedes CEN-CENELEC Guide 6:2002)	欧州標準化機構：CEN 欧州電気標準化委員会：CENELEC	2014	EU 各国	英語	✓	✓	人々が使うすべてのシステムのアクセシビリティに焦点を当てた、基準を作成する側に対するガイドライン。
	B44	CWA 45546-1:2004 en - Guidelines to standardisers of Collective Transport Systems - Needs of older people and persons with disabilities - Part 1: Basic Guidelines	欧州標準化機構：CEN 欧州電気標準化委員会：CENELEC	2004	EU 各国	英語	プレビュー（PDF）／本編は要購入	✓	欧州標準化機構／欧州電気標準化委員会による活動“Accessibility in Collective Transport Systems (ACTS)”による、CENELEC Workshop Agreements (CWA/同意事項)。 http://www.cencenelec.eu/standards/Sectors/Accessibility/OtherActivities/Pages/default.aspx オランダ規格協会のウェブサイトにて入手したプレビューバージョンを入手した。本編は要購入となる。 https://www.nen.nl/NEN-Shop-2/Standard/CWA-4554612004-en.htm
交通刷新のための欧州都市地域ネットワーク:European Cities and Regions Networking for Innovative Transport Solutions (POLIS)									ヨーロッパの事例紹介が主で、ガイドライン等はない。
欧州高齢者プラットフォーム： European Elder People's Platform (AGE)									ウェブサイトにてヨーロッパの交通を含むアクセシビリティ改善についての状況を紹介しているのみで、ガイドライン等はない。

注釈： ファイル番号において（ ）で示したものは、別添3での基準類一覧に対応する。

報告書

C：欧州

対象国・機関	ファイル番号	基準類	発行機関	年次	対象地域	言語	データ (PDF)	法律 / 規則	ガイドライン	方針 / その他	注釈
イギリス (UK)	C111	Disability Discrimination Act 1995	イギリス	1995	*	英語	✓	✓			障害者差別禁止法。のち、2010年に平等法成立に伴い、廃止。
	C112	Disability Discrimination Act 2005	イギリス	2005	*	英語	✓	✓			障害者差別禁止法の改正。1995年法への追記となっている。
	C113	Equality Act 2010	イギリス	2010	*	英語	✓	✓			平等法。1995年制定（2005年改正）の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）にかわり、2010年に制定された。これに伴い、障害者差別禁止法は廃止された。
	C114	Equality Act 2010 (Disability) Regulations 2010	イギリス	2010	*	英語	✓	✓			平等法（障害）規則
	C115	Equality Act 2010 Guidance - Guidance on matters to be taken into account in determining questions relating to the definition of disability	障害者問題担当室：Office for Disability Issues (ODI)	2010	*	英語	✓	✓			2010年平等法ガイダンス：障害の定義に関する問題の決定を行うに当たって考慮すべき事項についてのガイダンス
	C121	Public Service Vehicles Accessibility Regulations 2000	イギリス	2000	*	英語	✓	✓			公共サービス車両アクセシビリティ規則。すべてのバス等は障害者に対応しなければならないとしている。PDFファイルは、本文と4つの改正規則がある。
	C122 (D)	Rail Vehicle Accessibility Regulations 1998 - Guidance	イギリス	1998	*	英語	✓	✓			鉄道車両アクセシビリティ規則（旧規則。車両全般）
	C123 (E)	Rail Vehicle Accessibility (Interoperable Rail System) Regulations 2008	イギリス	2008	*	英語	✓	✓			鉄道車両アクセシビリティ規則（EU相互乗り入れ）
	C124	Rail Vehicle Accessibility (Non-Interoperable Rail System) Regulations 2010	イギリス	2010	*	英語	✓	✓			鉄道車両アクセシビリティ規則（相互乗り入れなしの国内の鉄道）
	C125	Railways (Interoperability) Regulations 2011	イギリス	2011	*	英語	✓	✓			鉄道規則（EU相互乗り入れ）

報告書

イギリス (UK)	C131 (F)	Accessible Train Station Design for Disabled People: A Code of Practice	運輸省: Department of Transport 英国規格協会: British Standards Institution (BSI)	2011	*	英語	✓		✓	障害者のための鉄道駅の設計基準 (実施規則)。各項目で EU の PRM TSI および、BS 8300 を参照している。
	C132 (G)	Design of buildings and their approaches to meet the needs of disabled people: Code of practice BS 8300:2009+A1:2010	英国規格協会: British Standards Institution (BSI)	2010	*	英語	✓ (購入済)		✓	障害者のニーズを満たす建築デザインとアプローチに関する設計基準 (実施規則) BS8300
	C133 (H)	Access to Air Travel for Disabled Persons and Persons with Reduced Mobility - Code of Practice	運輸省: Department of Transport	2008	*	英語	✓		✓	障害者のための航空旅客アクセスの実施規則。
	C14	Fulfilling Potential Make It Happen	障害者問題担当室: Office for Disability Issues (ODI)	2013	*	英語	✓		✓	キャメロン首相による障害者政策の基本戦略
	C15	Improving the life chances of disabled people - Final Report	内閣府戦略ユニット: Prime Minister's Strategy Unit 労働年金省: Department of Work and Pensions 保険省: Department of Health 教育・職業技能省: Department for Education and Skills 副首相府: Office of the Deputy Prime Minister	2005	*	英語	✓		✓	障害者の生活機会の改善-報告書。当時の労働党政府による作成。障害の社会モデルによる定義を採用、すべての地方自治体に対し、利用者主導型の障害者サービスを、2010年までに整備するように勧告するもの。
	C16	Inspired by 2012: The legacy from the London 2012 Olympic and Paralympic Games	英国政府 ロンドン市長: Mayor of London	2013	*	英語	✓		✓	ロンドンオリンピック・パラリンピック後のレガシーをまとめた報告書。交通に係るアクセシビリティの改善にも言及。
イギリス (ロンドン)	C17	Your accessible Transport Network	ロンドン交通局: Transport for London ロンドン市長: Mayor of London	2014	ロンドン	英語	✓		✓	アクセシビリティに関する 2013 年の改善状況のまとめと、2014 年の計画に関するまとめ。
	C18	Accessible Bus Stop Design Guidance	ロンドン交通局: Transport for London ロンドン市長: Mayor of London	2006	ロンドン	英語	✓		✓	アクセシブルなバス停留所についてのガイダンス。
	C19	Inclusive Design Standards	ロンドン・オリンピック・レガシー開発公社: London Legacy Development Corporation (LLDC)	2013	オリンピック・パラリンピック施設	英語	✓		✓	主に、オリンピック・パーク内の競技場と施設の大会後の利用に関するガイドライン

報告書

ドイツ (DE)	C21	Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen (Behindertengleichstellungsgesetz - BGG)	連邦司法消費者保護省 : Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz	2002	全国	ドイツ語	✓	✓			障害者平等法。2006年に一般均等待遇法に取り変った。
	C22	Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz (AGG)	連邦司法消費者保護省 : Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz	2006	全国	ドイツ語	✓	✓			一般均等待遇法
	C23-1	UNSER WEG IN EINE INKLUSIVE GESELLSCHAFT - Der Nationale Aktionsplan der Bundesregierung zur Umsetzung der UN-Behindertenrechtskonvention	連邦労働社会省 : Bundesministerium für Arbeit und Soziales	2011	全国	ドイツ語	✓			✓	国連の障害者の権利に関する条約を実施するための連邦政府の国家行動計画。
	C23-2	Short version of the National Action Plan	連邦労働社会省 : Bundesministerium für Arbeit und Soziales	2011	全国	英語	✓			✓	上のアクションプランの英語短縮版
フランス (FR)	C31	LOI n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées	フランス	2005	全国	フランス語	✓	✓			障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法。1975年に制定されたフランス障害者基本法の改正である。PDFは、本編、統合編の二つからなる。
	C32	Rapport du Gouvernement au Parlement relatif au bilan et aux orientations de la politique du handicap	連帯副大臣 : Secrétariat d'Etat chargé de la Solidarité	2009	全国	フランス語	✓			✓	障害者に関する政策の適応と成果に関する政府報告書。アクセシビリティの現状をまとめたもの。
	C33 (I)	Accessibilité voirie et espaces publics	ネットワーク・運輸・都市計画・公共施設研究センター : Centre d'Etudes sur les réseaux les transports l'urbanisme et les constructions publiques (CERTU) エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省 : Ministère de l'Écologie, du Développement durable, des Transports et du Logement (DDTM)	2011	全国	フランス語	✓			✓	道路と公共空間のアクセシビリティに関するスタディ。発行機関は、組織改編され名称が変わっている。

報告書

イタリア (IT)	C41-1	Legge 5 febbraio 1992, n. 104 Legge-quadro per l'assistenza, l'integrazione sociale e i diritti delle persone handicappate	イタリア	1992	全国	イタ ア語	✓	✓		障害者の援助、社会的統合および諸権利に関する基本法
	C41-2	Legge 21 maggio 1998, n. 162 "Modifiche alla legge 5 febbraio 1992, n. 104, concernenti misure di sostegno in favore di persone con handicap grave."	イタリア	1998	全国	イタ ア語	✓	✓		1992年法の改正。重度障害者の支援方法について。
	C42	Legge 1° marzo 2006, n. 67 "Misure per la tutela giudiziaria delle persone con disabilità vittime di discriminazioni"	イタリア	2006	全国	イタ ア語	✓	✓		差別される障害者の司法保護のための措置。介護ではない、平等の概念が取り入れられる。
	C43	Legge 3 marzo 2009, n.18 "Ratifica ed esecuzione della Convenzione delle Nazioni Unite sui diritti delle persone con disabilità", con Protocollo opzionale, fatta a New York il 13 dicembre 2006 e istituzione dell'Osservatorio nazionale sulla condizione delle persone con disabilità"	イタリア	2009	全国	イタ ア語	✓	✓		UNによる「障害者の権利に関する条約」および「選択議定書」の批准および国立の監視委員会の設立について。
	C44	PROPOSTA DI PROGRAMMA DI AZIONE BIENNALE PER LA PROMOZIONE DEI DIRITTI E L'INTEGRAZIONE DELLE PERSONE CON DISABILITÀ	イタリア	2013	全国	イタ ア語	✓		✓	障害者の権利と平等のための2年ごとのアクション・プログラム。監視委員会の承認を得ている。
スペイン (ES)	C51-1	ESTRATEGIA ESPAÑOLA SOBRE DISCAPACIDAD 2012-2020	Real Patronato sobre Discapacidad 保健社会政策・男女共生省： MINISTERIO DE SANIDAD, POLÍTICA SOCIAL E IGUALDAD	2012	全国	スベ イン語	✓		✓	障害者に関するスペインの戦略 2012-2020
	C51-2	ESTRATEGIA ESPAÑOLA SOBRE DISCAPACIDAD 2012-2020	保健社会政策・男女共生省： MINISTERIO DE SANIDAD, POLÍTICA SOCIAL E IGUALDAD	2012	全国	スベ イン語	✓		✓	上の要約だと思われる。
	C52	Manual de Accesibilidad para Técnicos Municipales	スペイン視覚障害者協会： Fundación ONCE para la cooperación e Inclusión Social de Personas con Discapacidad Fundación ACS	2011	全国	スベ イン語	✓		✓	地方自治体専門家のためのアクセシビリティ・マニュアル。 (Fundación ACS はスペイン大手建設会社 ACS の財団)

報告書

アイルランド (IE)	C61	Transport Access for All (2012 Edition) - The Sectoral Plan for Accessible Transport under the Disability Act 2005	運輸・観光・スポーツ省： Department of Transport, Tourism and Sport	2012	全国	英語	✓		✓	すべての人のための交通アクセス - 障害者法に基づく交通アクセシビリティのためのセクター計画(2012版)。2008年版からの更新版。
スウェーデン (SE)	C71	Accessibility and usability in public spaces BFS 2004:15 - ALM 1	住宅・建設・計画庁	2004	全国	英語	✓		✓	公共空間のアクセシビリティとユーザビリティに関するガイドライン。計画・建築条例の6章に基づく。(Planning and Building Ordinance (Swedish Code of Statutes (SFS) 1987:383))

注釈： イギリスの法律は基本的には、イギリスを構成するイングランドおよびウェールズを対象とするが、これらの法は、おおよそ全国に適用される。ただし、条項によっては北アイルランドを省くなどの記載があり、対象とする範囲については一概には言えない。また、オリンピック・パラリンピックのレガシーをまとめた「Inspired by 2012: The legacy from the London 2012 Olympic and Paralympic Games」も基本的にはロンドンオリンピック・パラリンピック関連施設およびロンドンとその周辺を対象とするが、明確に対象地域は記載されていない。ファイル番号において（ ）で示したものは、別添3での基準類一覧に対応する。

報告書

D：北中南米

対象国・機関	ファイル番号	基準類	発行機関	年次	対象地域	言語	データ(PDF)	法律/規則	ガイドライン	方針/その他	注釈
アメリカ (US)	D11	Americans with Disabilities Act (ADA) Standards	司法省：Department of Justice (DOJ) 運輸省：Department of Transportation (DOT)	2010 2006	全国	英語	✓	✓			障害を持つアメリカ人法の規則。「司法省 ADA スタンダード」と「運輸省交通施設のための ADA スタンダード」が含まれている
	D12 (J)	Architectural Barriers Act (ABA) Standards	国防総省：Department of Defense (DoD) 住宅都市開発省：Department of Housing and Urban Development (HUD), 調達局：General Services Administration (GSA) 郵便公社：Postal Service (USPS)	2008 - 2005 2005	全国	英語	✓	✓			建築物障害除去法の規則。3機関分の更新版スタンダードである。HUD については未改定。
	D13	Accessible and Usable Buildings and Facilities (ICC AI 17.1-2009)	国際基準評議会：International Code Council (ICC)・・・1961年に米国国家規格協会：American National Standards Institute (ANSI) が基準化、1972年に建築モデルコード同士の連携を目的に建築関係機関評議会：The Council of American Building Officials (CABO)が設立され、さらにその後、1994年に3つの建築主事連合体は、基準のモデルコードの統一を目指して ICC が設立された。1997年に ICC が CABO を吸収統合した。	2010	全国	英語	✓		✓		アメリカ国家基準。州や連邦の各種建築規制に参照され、ADA ガイドラインのベースともなっている。
	D14	Americans with Disabilities Act and Architectural Barriers Act Accessibility Guidelines (ADA/ABAAG)	合衆国アクセス委員会：United States Access Board	2014	全国	英語	✓		✓		建築物障害除去法(ABA)ガイドラインと、障害を持つアメリカ人法 (ADA)ガイドラインの統合版
アメリカ (ニューヨーク市)	D15	Universal Design New York	ニューヨーク市デザイン・建設局：City of New York, Department of Design and Construction	2003	ニューヨーク市	英語	✓		✓		ニューヨーク市のユニバーサルデザイン。ガイドラインをまとめた冊子。
カナダ (CA)	D21 (K)	CSA Standard B651-04 Accessible Design for the Built Environment	カナダ規格協会：Canadian Standard Association (CSA)	2004	全国	英語	✓		✓		建築環境のアクセシブルデザイン。カナダ規格審査会 (Standard Council of Canada) から国家基準として承認されている。法的拘束力のない最低基準を示すもので、地方自治体など、各機関がこれを元にガイドラインを作成している。(下に示す五都市のガイドラインはこの基準に従って作成されている。)

報告書

カナダ (オタワ市)	D22	Accessibility Design Standards	オタワ市	2012	オタワ市	英語	✓		✓		アクセシブルデザイン基準	
カナダ (ウィニペグ市)	D23	2010 CITY OF WINNIPEG ACCESSIBILITY DESIGN STANDARDS	ウィニペグ市	2010	ウィニペグ市	英語	✓		✓		アクセシビリティデザイン基準	
カナダ (ロンドン市)	D24	City of London - 2007 Facility Accessibility Design Standards	ロンドン市	2007	ロンドン市	英語	✓		✓		施設のアクセシビリティデザイン基準	
カナダ (ハミルトン市)	D25	City of Hamilton Barrier-Free Design Guidelines Version 1.1	ハミルトン市	2006	ハミルトン市	英語	✓		✓		バリアフリーデザインガイドライン	
カナダ (トロント市)	D26	CITY OF TORONTO ACCESSIBILITY DESIGN GUIDELINES 2004	トロント市	2004	トロント市	英語	✓		✓		アクセシビリティデザインガイドライン	
ブラジル (BR)	D31	DECRETO Nº 3.298, DE 20 DE DEZEMBRO DE 1999. - Regulamenta a Lei no 7.853, de 24 de outubro de 1989, dispõe sobre a Política Nacional para a Integração da Pessoa Portadora de Deficiência, consolida as normas de proteção, e dá outras providências.	ブラジル政府	1999	全国	ポルトガル語	✓		✓		障害者のための国家政策	
	D32	DECRETO Nº 5.296 DE 2 DE DEZEMBRO DE 2004. - Regulamenta as Leis nos 10.048, de 8 de novembro de 2000, que dá prioridade de atendimento às pessoas que especifica, e 10.098, de 19 de dezembro de 2000, que estabelece normas gerais e critérios básicos para a promoção da acessibilidade das pessoas portadoras de deficiência ou com mobilidade reduzida, e dá outras providências.	ブラジル政府	2004	全国	ポルトガル語	✓		✓		障害者のアクセシビリティ推進のための規則	
	D33-1	NBR 14020: Transporte - Acessibilidade à pessoa portadora de deficiência - Trem de longo percurso	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	1998	全国	ポルトガル語				✓		障害者のアクセシビリティ - 長距離列車
	D33-2	NBR 14273: Acessibilidade da pessoa portadora de deficiência no transporte aéreo comercial	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	1999	全国	ポルトガル語				✓		障害者のアクセシビリティ - 空港
	D33-3	NBR 13994: Elevadores de passageiros - Elevadores para transporte de pessoa portadora de deficiência	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	2000	全国	ポルトガル語				✓		障害者のアクセシビリティ - エレベーター
	D33-4	NBR 9050: Acessibilidade a edificações, mobiliário, espaços e equipamentos urbanos	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	2004	全国	ポルトガル語				✓		アクセシビリティ - 建築・設備・都市空間
	D33-5	NBR 15250: Acessibilidade em caixa de auto-atendimento bancário	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	2005	全国	ポルトガル語				✓		アクセシビリティ - ATM
	D33-6	NBR 14021: Transporte - Acessibilidade no sistema de trem urbano ou metropolitano	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	2005	全国	ポルトガル語				✓		アクセシビリティ - 都市鉄道・地下鉄
D33-7	NBR 15320: Acessibilidade à pessoa com deficiência no transporte rodoviário	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	2006	全国	ポルトガル語				✓		アクセシビリティ - 道路交通	

報告書

ブラジル (BR)	D33-8	NBR 14022: Acessibilidade em veículos de características urbanas para o transporte coletivo de passageiros	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	2006	全国	ポルトガル語			✓		アクセシビリティ - 市内バス
	D33-9	NBR 15450: Acessibilidade de passageiros no sistema de transporte aquaviário	ブラジル技術規格協会 : Associação Brasileira de Normas Técnicas (ABNT)	2007	全国	ポルトガル語			✓		アクセシビリティ - 海上交通
	D34	TURISMO E ACESSIBILIDADE - MANUAL DE ORIENTAÇÕES BRASIL - 2006	観光省 : Ministro do Turismo	2006	全国	ポルトガル語				✓	観光とアクセシビリティ - ガイドライン・マニュアル。観光のための公共空間、設備、建築、交通に関するアクセシビリティを整理したガイドライン。
	D35 (L)	Rio 2016 Accessibility Technical Guidelines Version 3	2016 リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック組織委員会 : Rio 2016 Organising Committee for the Olympic and Paralympic Games	2013		英語	✓		✓		主にブラジルの障害者のアクセシビリティに関する法律・基準をレビューし、オリンピック・パラリンピックに向けてガイドラインとして整備しなおしたもの
チリ (CL)	D41	Manual de Accesibilidad Universal	Corporación Ciudad Accesible	2010	全国	スペイン語	✓		✓		ユニバーサルアクセスマニュアル。

注釈： ファイル番号において（ ）で示したものは、別添 3 での基準類一覧に対応する。

報告書

E: アジア

対象国・機関	ファイル番号	基準類	発行機関	年次	対象地域	言語	データ(PDF)	法律/規則	ガイドライン	方針/その他	注釈
シンガポール (SG)	E11	Universal Design Guide	建築建設局: Building and Construction Authority (BCA)	2007	全国	英語	✓		✓		ユニバーサルデザインガイド
	E12	Code on Accessibility in the Built Environment	建築建設局: Building and Construction Authority (BCA)	2013	全国	英語	✓		✓		建築環境のアクセシビリティ基準
香港 (HK)	E21	Design Manual Barrier Free Access 2008	建築署: Buildings Department	2008	香港	英語	✓		✓		バリアフリーアクセス・デザインマニュアル
	E22	A Guide to Public Transport for People with Disabilities	運輸署: Transport Department	2009	香港	英語	Web 閲覧のみ			✓	障害者のための公共交通ガイド。 2014年もあるようが、内容が表示されない。 http://www.td.gov.hk/mini_site/people_with_disabilities/2009/13-2.html http://www.td.gov.hk/mini_site/people_with_disabilities/2014/index.htm 連絡先に質問可能。 http://www.td.gov.hk/mini_site/people_with_disabilities/2014/English_wcag.htm
台湾(TW) (台北市)	E31	建築物無障礙施設設計規範解説手冊	台北市建築管理行程局: 臺北市建築管理工程處	2010	台北	中国語	✓		✓		建築物のバリアフリー施設設計の解説ガイドライン
マレーシア (MY)	E41	A Review of International Best Practice in Accessible Public Transportation for Persons with Disabilities	国際連合開発計画マレーシア: United Nations Development Programme - Malaysia	2010		英語	✓			✓	障害者のための公共交通アクセシビリティにおける国際的手法のレビュー。
インド (IN)	E51	HANDBOOK ON BARRIER FREE AND ACCESSIBILITY	中央公共事業局: Central Public Works Department	2014	全国	英語	✓		✓		バリアフリーとアクセシビリティのハンドブック
	E52	Guidelines and Space Standards for Barrier Free Built Environment for Disabled and Elderly Persons	中央公共事業局: Central Public Works Department	1998	全国	英語	✓		✓		障害者および高齢者のためのバリアフリー-建築環境のガイドラインと空間基準
サウジアラビア (SA)	E61	Universal Accessibility: Land Transportation Guidelines for the Kingdom of Saudi Arabia 1431H-2010G	運輸省、プリンス・サルマン障害者センター: Prince Salman Center for Disability Research, Ministry of Transport	2010	全国	英語	✓		✓		ユニバーサルアクセシビリティ: サウジアラビア地上交通ガイドライン
	E62	Universal Accessibility: Marine Transportation Guidelines for the Kingdom of Saudi Arabia	運輸省、プリンス・サルマン障害者センター: Prince Salman Center for Disability Research, Ministry of Transport	2012	全国	英語	✓		✓		ユニバーサルアクセシビリティ: サウジアラビア海上交通ガイドライン

報告書

タイ (TH)		Rehabilitation of Disabled Persons Act	タイ王国 (国家立法部)	1991	全国	タイ語		✓			障害者の人権保護等を定めた法律。PDFは入手できず。
		Ministerial Regulation on Accessibility for People with Disabilities	社会開発安全保障省 : Ministry of Social Development and Human Security	1999	全国	タイ語		✓			建物、サイト、車両、公共サービスへの障害者のアクセスを妨げるバリアの根絶を定めた条項を含む省令。PDFは入手できず。
	E71	Cabinet Resolution (1998) Accessibility Resolution	内閣	1998	全国	タイ語	✓	✓			障害者のアクセスを考慮した施設に改善するよう定めた閣議決定
		Ministerial Regulation on Convenience Facilities in Buildings for the Handicapped or Infirm and Infirm Persons	社会開発安全保障省 : Ministry of Social Development and Human Security	2005	全国	タイ語		✓			障害者のアクセシビリティ向上のため、各種の設計仕様への準拠を義務づけた同国初の規則。PDFは入手できず。
		The Act on Promotion and Development of Life Quality of Persons with Disabilities	社会開発安全保障省 : Ministry of Social Development and Human Security	2007	全国	タイ語		✓			障害者保護のための実施体制構築と、公共施設に関する省令の策定指示等を定めた法律。PDFは入手できず。
タイ (バンコク都)	E72	Design Recommendation on Building and Environments for People and Disabled Persons	バンコク都公共事業局、設計部 : Design Division, Department of Public Works, Bangkok Metropolitan Administration	1997	バンコク	タイ語 / 英語	✓		✓		歩道備品と建物の計画および環境保全のガイドラインおよびチェックリスト
		Standard Equipment and Facilities for Disabled, Order	バンコク都公共事業局、設計部 : Design Division, Department of Public Works, BMA	2001	バンコク	タイ語				✓	歩道備品と建物の標準仕様。PDFは入手できず。
	E73	MRTA Design Standard Manual - Section No.3 Architecture & Station Planning	タイ大量輸送公社 : Mass Transit Authority of Thailand (MRTA)	2005	バンコク	英語	✓			✓	地下鉄事業者 (運行は民間委託) のガイドライン

報告書

F：その他諸国（オセアニア）

対象国・機関	ファイル番号	基準類	発行機関	年次	対象地域	言語	データ(PDF)	法律/規則	ガイドライン	方針/その他	注釈
オーストラリア (AU)	F11	AS 1428 Design for access and mobility	オーストラリア規格協会：Australian Standard	2010	全国	英語	要購入		✓		アクセスとモビリティのデザイン。オーストラリア国家基準。PDFはサンプルバージョンのみ入手済み。フルバージョンは購入が必要。 http://infostore.saiglobal.com/store/details.aspx?ProductID=1407487
	F12	Disability Standards for Accessible Public Transport 2002	法令起草出版室：Office of Legislative Drafting and Publishing 法務省：Attorney-General's Department	2010	全国	英語	✓		✓		公共交通アクセシビリティのための障害者スタンダード。AS1428の各条項を参照しているため、このスタンダード単独では内容を検討できない。
	F13	Disability (Access to Premises - Buildings) Standards 2010	法令起草出版室：Office of Legislative Drafting and Publishing 法務省：Attorney-General's Department	2010	全国	英語	✓		✓		建物・施設へのアクセスに関する障害者スタンダード。AS1428の各条項を参照しているため、このスタンダード単独では内容を検討できない。
オーストラリア (西オーストラリア州)	F14	Public Transport Bus Stop Site Layout Guidelines	西オーストラリア州公共交通公社：Public Transport Authority of Western Australia (PTA)	2010	西オーストラリア州	英語	✓		✓		公共交通バス停レイアウトガイドライン
ニュージーランド (NZ)	F21	Building Act 2004	ニュージーランド	2004	全国	英語	✓	✓			建築法。Part2 建築 - Subpart 2 建築コードが、バリアフリーのガイドラインでも参照されている。
	F22	Design for Access and Mobility - Buildings and Associated Facilities NZS 4121:2001	ニュージーランド規格協会：New Zealand Standard	2001	全国	英語	✓		✓		アクセスとモビリティのデザイン - 建築と付帯施設。ニュージーランド国家基準
	F23	Barrier Free Built Environments Guidelines for Quality Accessibility	ニュージーランド・バリアフリートラスト：Barrier Free NZ Trust	2013	全国	英語	✓		✓		高いアクセシビリティのためのバリアフリー建築環境ガイドライン。NZS4121 および建築法-建築コードを参照している。

報告書

別添2：比較マトリクス

基本事項

Table with 11 columns: 比較対象項目, 日本, 国際機関, 欧州, フランス, アメリカ, 北中米, カナダ/フィンランド, ブラジル, シンガポール, アジア. Rows include 基準等, 発行機関, 発行年次, 概要, 基本事項, 関連法, 法律制定の背景・歴史・目的等, 対象施設, 対象者, 具体的な考え方.

報告書

通路等/移動器具

Table with columns for country (Japan, ITF, etc.) and various accessibility criteria (e.g., ramp, stairs, platform height). It compares Japanese standards with international ones like ITF, EN, and ADA.

報告書

案内/トイレ

Table with 12 columns: 国名, 日本, ITF, イギリス, フランス, アメリカ/ICC/ANSI A 117.1, アメリカ/ADA/ABAAG, カナダ/国事標準, カナダ/ウィニペグ市, ブラジル, シンガポール, タイ/バンコク. Rows include 視覚表示 (サイン), 視覚障害者誘導案内 (ブロック), 視覚障害者誘導案内 (音声・音響), 視覚障害者誘導案内 (点字), 緊急時案内, 明るさ/照明, 聴覚障害者用設備, トイレ, 多機能トイレ, 工事後計画.

報告書

施設・設備/旅客施設

Table with columns for facility type (e.g., 乗降場/乗入方, 待合室, 乗車機器, etc.), country (Japan, ITF, etc.), and specific standards or regulations. The table is organized into multiple sections for different facility types.

報告書

車両/その他比較検討項目

項目	日本	ITF	イギリス	フランス	アメリカ/ICC/ANSI A 117.1	アメリカ/ADA/ABAAG	カナダ/国鉄基準	カナダ/ウィネベグ	ブラジル	シンガポール	タイ/バンコク	
一般事項/乗入れ												
乗降口の幅	数値規定		数値規定(RVAR1998, PSVAR2000)								数値規定(バス: ドア、乗降エリアに関する数値規定)	
車内とプラットフォームの段差/傾斜方法	性能規定 ・車のレベルに関する性能規定 ・スロープ板/段り板に関する性能規定	数値/性能規定 ・車いすのバリエーション	数値/性能規定(RVAR1998, PSVAR2000)								数値規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
手すり/フリップ	性能規定		数値/性能規定(RVAR1998, PSVAR2000, ACoP2008)								性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
床(仕上げ)	性能規定		性能規定(RVAR1998, PSVAR2000, ACoP2008)								性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
座席	性能規定		数値/性能規定(RVAR1998, PSVAR2000)								性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
優先席	数値/性能規定		数値規定(RVAR1998, PSVAR2000)								数値/性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
車いすスペース(設置箇所、数、大きさ)	数値/性能規定		数値/性能規定(RVAR1998, PSVAR2000)								数値/性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
視覚障害者用設備(点字・音声)	性能規定		性能規定(RVAR1998)								性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
聴覚障害者用設備(文字情報・聴覚ループ)	性能規定		性能規定(RVAR1998)								性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
視覚表示(サイン)	性能規定		数値/性能規定(RVAR1998, PSVAR2000, ACoP2008)								性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
緊急避難	性能規定		性能規定(RVAR1998)								性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
トイレ/多機能トイレ	数値/性能規定		数値/性能規定(RVAR1998, ACoP2008)								性能規定(ガイドラインでなく発注仕様で規定)	
連絡設備	(トイレに関する非開呼び出しボタンのみ)		性能規定(RVAR1998, PSVAR2000)									
その他事項	・扉の開閉装置に関する性能規定 ・扉の位置に関する性能規定 ・緊急停車の設備 ・車両転落防止設備 ・バス/電車ボタン等機器の性能規定 ・コミュニケーション設備に関する性能規定 ・車いす対応車両(ユニバーサルデザイン)に関する性能規定	車いすスペースの確保	・停車通知ボタン(RVAR1998, PSVAR2000) ・透明な素材の明示(RVAR1998) ・扉の開閉装置に関する性能規定(RVAR1998) ・緊急設備(RVAR1998) ・チャイルド(RVAR1998) ・電話(RVAR1998) ・ケータリング(RVAR1998, ACoP2008) ・案内車いす(ACoP2008) ・騒音低減材料(ACoP2008)								・バス、照明に関する数値/性能規定 ・バス、緊急ボタンに関する数値/性能規定 ・航空機: 音響大のアクセスに関する規定	
その他個別の車両に関する事項												
その他比較検討項目	日本	ITF	イギリス	フランス	アメリカ/ICC/ANSI A 117.1	アメリカ/ADA/ABAAG	カナダ/国鉄基準	カナダ/ウィネベグ	ブラジル	シンガポール	タイ/バンコク	
車いす等のスペース	必要周辺スペースの数値規定(手動/電動車いすを考慮したもの) 座席/使用者の数値規定		数値規定(SiCoP2011)	必要周辺スペースの数値規定	数値規定		必要周辺スペースの数値規定 ・白杖使用者、盲導犬使用者、電動車いす、歩行補助器、の必要サイズ等を記している。	必要周辺スペースの数値規定 ・白杖使用者の必要サイズも記している。			規定なし	
接客介助のトレーニング(事業者側)		接客介助に関しては「Improving Access to Public Transport: Guidelines for Transport Personnel」に整理されている。	性能規定(SiCoP2011, ACoP2008)								あり	
利用者(一般客/障害当事者)のトレーニング			Disabled Persons Transport Advisory Committee が策定するトレーニングプログラム(ACoP2008)									
事業者意見聴取/説明機会の確保											障害者団体との協議義務あり	
既存不適格施設の取り扱い	バリアフリー法では、既存建築物の増改築を行う場合に本法の対象となる。特定建築物の増改築では適合努力義務、特別特定建築物の増改築では同基準への適合義務。		免除申請の制度がある。新規駅の設置や大規模改築では通常免除は認められない。(SiCoP2011)				[ADAガイドライン] 101.2 事業者の判断で変更されない限り、基本的に既存施設は対象とはならない。未ガイドラインに定むべき対象となる既存施設については、司法省に決定権があり、また、司法省発行の規則で要求される範囲のみで有効となる。その他別所は203に記載。 [ABAガイドライン] F203.2 ABA法に基づき発行された以前の基準に準拠していたものは、改築されない限り本要求事項を遵守しなくても良い。その他別所は203に記載。	特に既存不適格についての記載はない。	特に既存不適格についての記載はない。			適合努力義務
その他項目	・参考資料として、各対象者の特性をまとめている。 ・残された課題として、高齢化社会への対応、知的障害者への対応、色覚異常者への対応、車いす(真正型)と補装具への対応をあげている。	ウェブ上のアクセシビリティに関する情報 ・ウェブデザインに関する規定 ・施設内の無障輪縁体に関する規定					・住宅に関する規定		・乗組に関する規定 ・ドッグランに関する規定 ・スイミングプールに関する規定 ・Public Historic Placeに関する規定 ・屋外レクリエーション施設に関する規定 ・オフィス/会議室に関する規定 ・調理室に関する規定 ・倉庫に関する規定 ・アリーナ、体育館、ホール等屋内空間に関する規定 ・図書館に関する規定 ・公共住宅に関する規定 ・トレーニング施設に関する規定		・ウェブサイトに関する性能規定	

報告書

別添3：具体的な数値による比較表

通路／傾斜路（スロープ）

Table with 8 columns: Comparison Item, Japan, ITF, UK, France, USA/ADA/ABAAG, North America/International Standards, Brazil. Rows include: 基準等 (Standards), 幅 (Width), 段差 (Steps), 空中突出物/階段・傾斜路 (Slopes) (Overhead obstructions/stairs/slopes), その他事項 (Other items), 勾配 (Slopes), 踏み場 (Treads), 立ち上がり部分/水平部分終始端部 (Ramp starts/ends), 傾斜路 (スロープ) (Slopes), その他事項 (Other items).

報告書

階段

基準等	資料A/資料B	資料C	資料D/資料E/資料F/資料G/資料H (別基準:資料M/資料N/資料O/資料P)	資料I	資料J	資料K	資料L
蹴上げ・踏面・段鼻/階段形式	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上げ: 16cm程度以下 踏面: 30cm程度以上、滑りにくい仕上げ 段鼻: 全長に渡って十分な太さ(幅5cm程度) 蹴込み板の設置、段鼻の突出しその他つまずきの原因となるものは設けない 階段形式: 直階段または折れ曲がり階段 (A 2-1 ⑥) 	<ul style="list-style-type: none"> 段は全てを同一とする 蹴上げ: 10-15cm(13cmが望ましい)、直角 踏面: 30cm以上 幅120cm以上 段鼻: 半径6mmの円形にカーブ、突出部分無し、着色する 勾配: 勾配を30cm以上延伸 (60cmが望ましい) (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上げ: 15cm-18cm 踏面: 30cm-45cm 幅: 120cm以上 (手すり間の距離100cm以上) 段はすべて同一とする 上下の段が異なるようにする (やむを得ない場合: 異なる幅が2.5cm) 蹴込み板を設置する (G 5.9.2)(F T2) 20段以上の階段を作らない (段数は統一が望ましい) (G 5.9.3)(F T2) 	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上げ: 16cm以下 踏面: 28cm以上 階段の幅: 壁がない場合は120cm、片方が壁の場合は130cm、両側が壁の場合は140cm (I B1) 	<ul style="list-style-type: none"> 段は全てを同一とする 蹴上げ: 10cm-18cm 踏面: 28cm以上 段鼻: 先端部の断面: 半径1/2以下、蹴込み: 60°以上 蹴込み板を設置する (J 504) 	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上げ: 18cm以下 踏面: 28cm以上 蹴込み: 60°以上 段鼻: 3.8cm以下、着色 (K 4-1.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上げ: 12cm-18cm 踏面: 28cm-35cm 段鼻: 滑り止め仕上げ、厚さ3cm以上 幅: 150cm以上 (小規模の階段: 120cm以上) 蹴込み板を設置する 段鼻の設置、蹴上の傾斜はなるべく避ける (やむを得ない場合: 蹴込み寸法を1.5cm以内とする) (L 1.3)
立ち上がり部分/水平部分/終始端部	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上がり部: 階段の両側に5cm程度の立ち上がり部 (側面が壁面である場合以外) 水平部分: 階段の始点、終点は通路から120cm程度後退させ平坦なふところ部分をとる (A 2-1 ⑥) 	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 階段の始点と終点に水平区間を設置する (奥行120cm以上) (G 5.9.6)(F T3) 	記載なし	記載なし	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 階段始点の一段目は通路部分として30cm以上あげる (L 1.3)
踊り場	<ul style="list-style-type: none"> 高さ概ね300cm以内にとり設置 長さ120cm以上 (A 2-1 ⑥) 	<ul style="list-style-type: none"> 長さ: 130cm以上 (150-180cmが望ましい) 踊り場は一続きの階段の高さ120cm以下の位置に設ける (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> 幅: 階段幅以上 (資料F T3ではさらに120cm以上と記載) 踊り場の横断勾配: 1/50以下 (G 5.9.6) 	記載なし	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 階段終点または踊り場踏面幅: 90-92cm 続いた手すりのない踊り場部分の長さ: 210cm以上 (K 4-1.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 階段の全体高さが320cmを超えるもの、もしくは階段の方向が途中で変わるものは新たに踊り場を設置する 踊り場幅: 120cm以上 踊り場の横断勾配: 最大2% (1/50)、最小1% (1/100) 非常階段は1.6段毎に踊り場を設ける (奥行: 120cm以上) (L 1.3)
階段の識別	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (A 2-1 ⑥) 	<ul style="list-style-type: none"> 階段の始点に視覚障害者誘導用ブロックを設置 (C 3.2) 	<ul style="list-style-type: none"> 【段を区別させる仕上げ】位置: 蹴上げの3cm-5.5cm部分、長さ: 段の幅分、幅: 5cm-6.5cm、段鼻にも仕上げを施す (G 5.9.5)(F T2) 視覚障害者誘導用ブロックを階段を超えて延伸させる (F G3) 階段の下部分に視覚障害者誘導用ブロック等を敷く (G 5.10) 	記載なし	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 階段上部に視覚障害者誘導用ブロックを設置 (奥行: 90-92cm) (K 4.1.5.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 踏面に注意を促す着色 (L 1.3)
手すり (位置・高さ・形状・材質・端部)	<ul style="list-style-type: none"> 両側に設置 壁側の手すりは連続して設置 (やむを得ない理由以外) 円滑な利用に配慮した手すりの設置 (2段手すり等) 階段の幅が400cmを超える場合: 中間に手すりを設置 【手すり高さ】二段手すりの場合: 床面から手すり中心までの高さが上段85cm程度、下段65cm程度 形状: 丸形、直径3-4cm程度 材質: 冬期の冷たさに配慮した材質 位置 (手すりを壁面に設置する場合): 壁と手すりのあきを5cm程度とする 端部: 始終端部は手すりの水平部分を60cm以上、端部が突出しない構造 点字: 手すりの端部の付近には階段の通ずる場所を先行で表示 (A 2-1 ⑥) 	<ul style="list-style-type: none"> 両側に設置 床面から85-95cmの高さに設置 2段手すり下段の高さ: 床面から65-70cm 断面: 円形 直径: 45mm 壁と手すりのあき: 6-7cm (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> 両側に設置 床面から90-100cmの高さに設置 壁側につく手すり長さは階段の始点・終点に合わせる (G 5.10 Figure9) 2段手すり下段は60cmの高さにつける (G 5.10.1) 幅がひっかからないようにつくり 階段の両端部から水平方向に30cm以上延伸 握りやすい形状(円形が望ましい)、周囲の長さは10cm-16cmが望ましい (G 5.10.2) 幅: 5cm、奥行: 3.9cm、エッジの半径: 1.5cm以上 円形の手すり: 直径3.2cm-5cm 壁と手すりのあき: 5cm-7.5cm 手すり下部分は5cm以上あげる (G 5.10.3) 耐久性のある素材 (G 5.10.5) 手すり間の距離が2mを超える場合は中間に手すりを設ける (手すり間の距離1-2m) (G 5.9.2) 	<ul style="list-style-type: none"> 両側に設置 床面から90cm-100cmの高さに設置 階段の両端部から延伸して設置する (I B1) 	<ul style="list-style-type: none"> 両側に設置 階段の長さにおいて連続したものとする。 高さ: 床面から86.5cm-96.5cm 二段手すり下段は710cm以下、上段との間を23cm以上あげる。 壁と手すりのあき: 3.8cm以上 手すりの上部、サイドは障害物がないものとする。下部は手すりの長さの20%以上の長さにおいて障害物がないものとする。手すり下部のあきは3.8cm以上とする。(例外規定あり) 円形手すりの直径: 3.2cm-5.1cm 円形ではない手すりの断面、最長部5.7cm以下、周囲の長さ10cm-16cm、握り部分表面は円形を描くこと 延伸する長さ: 両端部より30.5cm (J 505) 幅91.5cm以上 (手すり間の距離) (M405) 	<ul style="list-style-type: none"> 両側に設置 高さ: 86cm-92cm 垂直に設置 形状: 丸形、直径3-4cm 壁面と手すりのあき: 3.5-4.5cm 壁面と異なる着色 握りの強度: 1.3kN以上 踊り場の長さが210cm以下の場合は手すりを階段から続けて設置 階段端から続けて設置 階段頂上及び階段終点では床面と平行に30cm以上延伸させる (K E4-1.4) 	<ul style="list-style-type: none"> 両側に設置 2か所の高さに設置: 床面から70cmと90cm (手すりを2か所に設けられない場合: 床面から80-92cmに設置) ガードレールと手すりの両方を設置する必要がある場所における手すり高さ: 82cm以下 連続した手すりを設置する 端部から手すりを30cm以上延伸する 握りやすく滑りにくい手すりの設置 (踊り場の長さが40cm以上で階段終点から次の階段まで80cm以上のスペースが確保されている場合のみ) 床面と水平状態である手すり延伸部分に触覚文字と点字にて床面との区別を示す (壁面に記載可) 壁面と手すり間の距離: 6cm 手すり下の空間: 15cm空ける 踊り場まで連続した手すりの踊り場部分に転回を促す触覚文字等のガイドを示す (L 1.3)
床 (仕上げ)	<ul style="list-style-type: none"> 滑りにくい仕上げ (A 2-1 ⑥) 	-	<ul style="list-style-type: none"> 滑りにくい仕上げ (段鼻部分) (G 5.9.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 滑りにくい仕上げ (I B1) 	<ul style="list-style-type: none"> カーペットを使用する場合は毛足の長さが1.3cm以下 (J 302) 丈夫で強固なつくり、滑りにくい仕上げ (J 303) 濡れた状態を考慮した加工をする (J 505) 	<ul style="list-style-type: none"> 丈夫で強固なつくり 滑りにくい仕上げ 反射を抑える仕上げ 過度な模様を抑えた床 (K 3-3.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 丈夫なつくり 滑りにくい仕上げ 踏面に注意を促す着色 (L 1.3)
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> 階段には照明設備を設ける 階段下に200cm程度の高さのない空間を設けない (やむを得ない場合: 高さ110cm以上の欄等を設置する) (A 2-1 ⑥) 	<ul style="list-style-type: none"> 一続きの階段の段数: 3段以上 らせん階段は避ける (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> 悪天候に備えた階段通路を設置することが望ましい (G 5.9.1)(F T1) 照度: 150-200luxが望ましい (F T1) 1段だけの段差はつくりたくない (2段以上の段差は階段とみなす) (G 5.9.3) 	-	<ul style="list-style-type: none"> 階段下 203cm以下の高さになる空間には68.5cm以下の安全柵を設置する (J 307.4) 	<ul style="list-style-type: none"> 照明: 100lx以上 (K 4-1.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 照明: 100lx以上 (L 1.3)

報告書

出入口/扉

基準等	資料A/資料B	資料C	資料D/資料E/資料F/資料G/資料H (別基準: 資料M/資料N/資料O/資料P)	資料I	資料J	資料K	資料L
幅	<ul style="list-style-type: none"> 公共道路との出入口の幅 有効幅90cm以上 (180cm以上が望ましい) やむを得ない場合は80cm (A 2-1 ②) 乗車券販売所、待合所、案内所の出入口 有効幅80cm以上 車いす利用者を考慮すると90cm以上 (A 2-1 ③) 	<ul style="list-style-type: none"> ドア有効幅: 120cm 開閉扉の各ドア有効幅: 80cm(83-90cmが好ましい) (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> 直線ドアに達する場合の有効幅: 新築で80cm、既存で75cm (G 6.4.2 Table2) 直角にドアに達する場合で最低150cmの通路幅の場合の有効幅: 新築で80cm、既存で75cm (G 6.4.2 Table2) 直角にドアに達する場合で最低120cmの通路幅の場合の有効幅: 新築で82.5cm、既存で77.5cm (G 6.4.2 Table2) 直角にドアに達する場合で最低90cmの通路幅の場合の有効幅: 新築は不可、既存で80cm (G 6.4.2 Table2) 屋外ドア、屋内ロビーのドア等、公共用のドア (盲導犬も考慮し通過量が多い箇所): 新築で100cm、既存で77.5cm (扉を含む周辺が改築可能な場合は新築の値とする) (G 6.4.2 Table2) スポーツ施設はスポーツ用車いすを考慮して有効幅100cmを推奨する。(G 6.4.2 Table2) (G 7.2.3 Figure16)も参考とする 	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅81.5cm (通常ドア、自動ドア) 奥行61cm以上の開口部は、有効幅員91.5cm (J 404) 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅81cm (通常のドアの幅90cm) (K 4-1.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅98cm (ドアの幅100cm) (競技者が使用する戸、やむを得ない場合は有効幅85cm、ドアの幅90cm) 両開き戸: 各戸の有効幅100cm 人通りの多い出入口空間の幅: 120cm以上(150cm以上が望ましい) 回転式エントランスの幅: 90cm以上 (100cmが望ましい) (L 1.5)
段差	<ul style="list-style-type: none"> 段を設けない (やむを得ず段を設ける場合は勾配をつける) 駅への入り口部分: 障害者に支障がない程度の段差1段もしくは急ではない勾配 (A 2-1 ②③) 	<ul style="list-style-type: none"> 段を設けない (やむを得ず段を設ける場合は勾配をつける) 駅への入り口部分: 障害者に支障がない程度の段差1段もしくは急ではない勾配 (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> ドアの取付部分には段差を設けないようにする (取付の高さは1.5cm以内) 5mmを超える段差は取付等を行い角を丸める (G 6.2) 	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 段差を設ける場合は6.4mm以内とする 段差が6.4mm-13mmの場合: 1/2よりも緩い勾配をつける 段差が13mm以上の場合: 基準 (J 405-406)に従って勾配をつける (J 303) ドアに取付を設ける場合: 高さ1.3cm以下 (J 404) 	<ul style="list-style-type: none"> 取付部分の段差: 13mm以内、屋外の引き戸は19mm以内、6mm以上の段差は1/2より緩やかな勾配を設ける。(K 4-1.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 段差を設けない やむを得ない場合: 段差は0.5cm以内 (0.5cm-1.5cmの段差の場合は50%(1/2)以下の勾配を設置する) (L 1.5)
水平区間	<ul style="list-style-type: none"> 戸の前後に120cm以上の長さの水平区間を設ける 自動扉でない場合: 150cm以上の長さの水平区間を設けることが望ましい (A 2-1 ②③) 	<ul style="list-style-type: none"> 戸の前後に120cm以上の長さの水平区間を設ける (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> 手で開くドアにおけるドア横水平区間: 内側に開く扉の場合ドア横部分から30cm以上の水平区間を設ける (車いすを考慮する際は45cm以上が望ましい) (G 6.4.2) ロビーにおける水平区間: 片開きドアかつ二重扉の場合、車いす利用者のために開閉構造に関係なく扉によって妨げられない空間 (水平区間: 157cm以上) を設ける。(G 6.3.6.2) 両開きドアの場合: ドアが長く157cmを加えた水平区間を設ける (G 6.3.6.2)(G 7.2.3) 	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 片開き戸 (引く側) に正面からアプローチする場合: 152.5cm以上×ドア横ドアノブから水平に44.5cm以上 片開き戸 (押す側) に正面からアプローチする場合: 122cm以上 片開き戸 (引く側) と水平にヒンジ側からアプローチする場合: 152.5cm以上×ドア横ドアノブから水平に91.5cm以上、または、137cm以上×ドア横ドアノブから水平に106.5cm以上 片開き戸 (押す側) と水平にヒンジ側からアプローチする場合: 106.5cm以上×ドア横ヒンジから水平に56cm以上 片開き戸 (引く側) と水平にドアノブ側からアプローチする場合: 122cm以上×ドア横ドアノブから水平に61cm以上 片開き戸 (押す側) と水平にドアノブ側からアプローチする場合: 106.5cm以上×ドア横ドアノブから水平に61cm以上 引き戸に正面からアプローチする場合: 122cm以上 引き戸と水平にハンドレール側からアプローチする場合: 106.5cm以上×ドア横ハンドレール側に61cm以上 引き戸と水平にハンドレールと逆側からアプローチする場合: 106.5cm以上×ドア横ハンドレールと逆側に56cm以上 連続する戸の間隔: 122cm以上 片開き戸の場合でクローザーがある場合は上記以上の取付が必要となる *詳細は資料J 404.2.4の図を参照 (J 404.2.4) 	<ul style="list-style-type: none"> 片開き戸 (引く側) に正面からアプローチする場合: 長さ150cm×幅150cmかつドア横ドアノブから水平に60cm 片開き戸 (押す側) に正面からアプローチする場合: 長さ120cm×幅120cmかつドア横ドアノブから水平に30cm 片開き戸 (引く側) と水平にヒンジ側からアプローチする場合: 長さ150cm×幅150cmかつドア横ドアノブから水平に60cm 片開き戸 (押す側) と水平にヒンジ側からアプローチする場合: 長さ135cm×幅105cmかつドア横ドアノブから水平に45cm 片開き戸 (引く側) と水平にドアノブ側からアプローチする場合: 長さ150cm×幅120cmかつドア横ドアノブから水平に60cm 片開き戸 (押す側) と水平にドアノブ側からアプローチする場合: 長さ150cm×幅105cmかつドア横ドアノブから水平に60cm 引き戸に正面からアプローチする場合: 長さ120cm×幅90cmかつドア横ハンドレール側に5センチ以上 引き戸に水平にアプローチする場合: 長さ135cm×幅105cmかつドア横ハンドレール側に54cm以上 連続する戸の間隔: 120cm以上 *詳細は資料K 4-1.3 図15を参照 (K 4-1.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ドア横に車いす利用者が停止できるスペースを設置。長さ135cm×幅150cmかつドア横に60cm以上のスペース 連続する片開き戸の間隔: 135cm以上 扉前空間: 98cm以上あける (100cmを車いす競技者が使用する空間とする)。 やむを得ない場合: 85cm-90cm (L 1.5)
開閉構造	<ul style="list-style-type: none"> 自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものを設置する (自動開閉扉の場合は開閉操作の不要なものとする) (A 2-1 共通) 手動式扉に握り手を設ける場合: 高齢者、障害者、視覚障害者の操作性に配慮したものが望ましい (A 2-1 ②) 1以上の戸は自動式の引き戸とする 乗車券販売所、待合所、案内所の出入口は開き戸としないことが望ましい (A 2-1 ③) 	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の扉は自動開閉扉とする (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> ドアハンドルは握りやすく障害者・障害のある子どもにも使いやすいものにする ドアノブは、床からの高さ80cm以上105cm以下 (90cm推奨) に設置する。他、ドアハンドル、鍵等の推奨値も規定されている。(G 6.5.2 Figure14-15) 手動式ドアの場合、ドアノブをひねる力: 0.5N/m以下 引き戸等ドアハンドル高さ: 高さ30cm以内 開閉する力: 0°から30°に開く場合は30N以下、30°から60°に開く場合は22.5N以下 (G 6.5) 	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 扉の開閉構造に応じた水平区間を設けることとしている。詳細は資料J 404.2.4の図を参照 扉の開閉力は22.2N以下 クローザーにより手動ドアを開閉する時の速さ: 5秒以上 火災用扉を開くための力は最小限とする (開き戸、引き戸ともに22.2N以下) (J 404) 	<ul style="list-style-type: none"> クローザーにより手動ドアを開閉する時の速さ: 3秒以上 手動開き戸開閉時の力: 引く時38N、押す時22N 手動引き戸開閉時の力: 22N パワーアシストドア (自動開き戸) 開閉の速さ: 閉じる時間3秒以上、開く時間5秒以上、ドアを止める時の力: 66N以下 (K 4-1.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 開閉しやすいドア構造とする 開閉力: 19.5N 出口に引き戸は使用しない 引き戸の場合、鴨居にレールを設ける。 自動開閉扉が望ましい (低身長も検知し3秒以内で開く扉) 以下手動ドアの場合 6kgもしくは58kg以下の力で止まる扉を設置 混雑の恐れがある場所では片開き扉は使用しない 必要であれば20cm以上の半透明の窓を設置 (高さ: 床面から40cm-90cm、窓上部までの高さ: 150cm以下) 3.4kgもしくは33N以下の力で閉じられる扉 ドアハンドル高さ: 90cm-110cm 扉下部には衝撃吸収材の設置 (高さ: 床面より40cm) 緊急時に制動可能な扉とする (L 1.5)
床 (仕上げ)	<ul style="list-style-type: none"> 滑りにくい仕上げ (A 2-1-2、2-1-15) 	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ロビーでは光を反射させる仕上げを行わない(G 6.3.6.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚的な仕上げを施す (J B1) 	<ul style="list-style-type: none"> 丈夫で強固なつくり 滑りにくい仕上げ 反射を抑える仕上げ 過度な模様を抑えた床 (K 3-3.1) 	記載なし	
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> 濡れたを設ける場合は車いすの車輪や杖が落ち込まない構造のもの 屋外に連なる出入口にははしきを設置することが望ましい (A 2-1 ②) 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス戸: 床面から140-160cmの間15cm以上のカラーバンドを施す。40cm以下では使用しない (C 3-2) 	<ul style="list-style-type: none"> ドア付近に家具等の障害物、柱等の高い構造物を設置しない(G 6.4.1) 入り口・ロビーのドアには車いす利用者の通過パネルをとりつける。位置は床面から50cm-150cmを基準とする。(G 6.4.3) ガラス戸には、床面から85cm-100cmと140cm-160cmの位置に2.5cm以上のカラーバンドを施す(G 6.4.3) 	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 床から865mm以下に突起物は設ける 回転扉は避ける ドアノブ、ハンドレール等は、床面から86.5cm以上、122cm以下に設置する。その他形状にも規定あり。 透過パネルをドアに取り付ける場合は1つ以上のパネルは床面から109cm以下にとりつける(例外: 床面から167.5cm以上の部分に取付窓があればこれを満たす必要はない) 床面から25.5cm以内のドア表面は滑らかな仕上げとする。表面に取り付ける部品の高さは1.6mm以内のものとする (例外1: スライド式ドアはこの限りではない) 例外2: ガラス扉で下部にレールがついたものは下部25.5cmに表面が滑らかであることを満たしていればこれを遵守する必要はない 例外3: 開閉部が床面と25.5cm以内に接していないものはこれを満たす必要はない 例外4: 床面と25.5cm以内で扉表面が滑らかでない既存の扉において、キックプレートが設置され、またそのための取り付け部分があけられているものに関しては、これを満たす必要はない 自動ドアを設ける時は非常用開き戸または引き戸 (幅81.5cm以上) を設置する (J 404) 	<ul style="list-style-type: none"> ドアノブ、ハンドレール等は、床面から80cm以上、120cm以下に設置する。その他形状にも規定あり。 パワーアシストドア (自動開き戸) 付近のアクセスには視覚障害者に配慮し標、床面などを工夫設置 ドア開閉時には力を加えず開いた状態のままにできるドアが望ましい (ビルのメインエントランスでは1つ以上設置) 回転式ドアを設置する場合は、通常のドアを隣接させる ガラス扉: ガラス部分は床面から90cm以上の高さ、床面より135cmの高さに幅5cm以上の着色を施す (K 4-1.3) 	<ul style="list-style-type: none"> パリアフリー仕様のエントランスは、他のエントランスから50m以内の距離に設置する。 全ての出入口にサイン表示を設ける 明確なルート表示を設置する 出口へのルートは明確かつ緊急避難が容易に行えるようにする 動線が入り乱れる空間には着色 障害者がアクセスしやすい道路を確保する 30m毎に待合、休憩スペースをつくる ガラス戸には幅5cm以上に着色 標識等は扉に直接表示する 回転扉は避ける (やむを得ない場合は近隣に通常のドアを設置する) 出口扉の高さ: 220cm以上 (L 1.5)

報告書

エレベーター

基準等	資料A/資料B	資料C	資料D/資料E/資料F/資料G/資料H (別基準:資料M/資料N/資料O/資料P)	資料I	資料J	資料K	資料L
かごの大きさ	・内法幅140cm以上、内法奥行135cm (11人乗り程度) ・利用者が多く、滞留がある場合内法幅160cm以上、内法奥行150cm (15人乗り程度) ・利用者が多い場合20人乗り以上、奥行150cm以上 (ストレッチャー対応) (A 2-1 ⑦)	・かご高さ: 230cm以上 ・利用者が車いす使用者が1人の場合: 内法幅100cm、内法奥行125cm以上 ・利用者が車いす使用者1人、数人の健康者の場合: 内法幅200cm、内法奥行140cm以上 ・空間に余裕があれば、内法幅140cm、内法奥行140cmのエレベーターを設置するのが望ましい (内法幅150-180cm、内法奥行200cm) だとお望ましい (C 3-2)	・車いす一台乗れるエレベーター: 内法幅100cm以上、内法奥行125cm以上 ・車いす及び付添人が乗る場合: 内法幅110cm以上、内法奥行140cm以上 ・車いす及び他数名の乗客が乗る場合、かつ、かご内で車いすや歩行補助具使用者が回転できる: 内法幅200cm、内法奥行140cm (G 8.3.3.2 Table3)(F R1) ・内法幅160cm、内法奥行150cm推奨 (StCoP2011) ・奥行は150cm以上が望ましい(F R1) ・推奨する大きさ: 幅160cm 奥行150cm 高さ230cm(F R1)	記載なし	通常のエレベーターについて: ・奥行よりも幅が広い中央扉の場合: 内法幅203cm以上、内法奥行 (前面壁まで) 129.5cm以上、内法奥行 (ドア面まで) 137cm以上 ・奥行よりも幅が広い片側に寄った扉の場合: 内法幅172.5cm以上、内法奥行 (前面壁まで) 129.5cm以上、内法奥行 (ドア面まで) 137cm以上 ・幅よりも奥行が広いエレベーター: 内法幅137cm以上、内法奥行 (かご面まで) 203cm以上、内法奥行 (ドア面まで) 203cm以上 ・正方形のエレベーター: 内法幅、内法奥行 (かご面まで)、内法奥行 (ドア面まで) すべて152.5cm以上 (項目304に準拠したターンスペース (扉閉鎖時) を設けている場合は許容される) 【除外】既存のエレベーターにおいては、床面積1.5㎡以上、内法奥行137cm以上、内法奥行91.5cm以上 (J 407)	・奥行よりも幅が広いエレベーターで中央扉の場合: 内法幅203cm以上、内法奥行 (操作盤まで) 129.5cm以上、内法奥行 (ドア面まで) 137cm以上 ・奥行よりも幅が広いエレベーターで片側に寄った扉の場合: 内法幅172.5cm以上、内法奥行 (操作盤まで) 129.5cm以上、内法奥行 (ドア面まで) 137cm以上 ・幅よりも奥行が広いエレベーター: 内法幅137cm以上、内法奥行 (操作盤まで) 203cm以上、内法奥行 (ドア面まで) 203cm以上 ・正方形のエレベーター: 内法幅、内法奥行 (操作盤まで)、内法奥行 (ドア面まで) すべて152.5cm以上 (K 4-1.7)	・8人乗り: 110cm×140cm以上 ・1人3人乗り (車いすが転回可能): 173cm×130cm以上 ・少人数~中間程度の利用者の場合: 170cm×150cmが望ましい ・大人数の利用者の場合: 210cm×150cmが望ましい (L 1.6)
幅 (出入口)	・有効幅90cm以上 ・車いす使用者動作の余裕を見込み有効幅90cm以上 (A 2-1 ⑦)	・スルー式エレベーター: 有効幅90cm以上 ・通常の (ドアが1つのみ) のエレベーター: 有効幅110cm以上 ・出入口高さ: 210cm以上 (C 3-2)	・有効幅90cm以上 (G 8.3.3.4) ・その他使用者もいる建物の場合の有効幅90cm以上 (G 8.3.3.4) ・車いす一台乗れるエレベーター: 有効幅90cm以上 (F R1) ・車いす及び付添人が乗る場合: 有効幅90cm以上 (F R1) ・車いす及び他数名の乗客が乗る場合、かつ、かご内で車輪や歩行補助具使用者が回転できる: 有効幅110cm以上 (F R1)	記載なし	・奥行よりも幅が広いエレベーターで中央扉の場合: 106.5cm以上 ・奥行よりも幅が広いエレベーターで片側に寄った扉の場合: 91.5cm以上 ・幅よりも奥行が広いエレベーター: 91.5cm以上 ・正方形のエレベーター: 91.5cm以上 ・ただし、中央扉以外の場合、この幅よりも1.6cm小さくても許容される。 (J 407)	・中央扉の場合: 106.5cm以上 ・片側に寄った扉の場合: 91.5cm以上 ・それ以外: 91.5cm以上 ・最低幅: 81.5cm以上 (K Annex E)	・スポーツが行われる場所におけるドア幅: 100cm×高さ200cm以上、それ以外の場所のドア幅: 95cm以上 (L 1.6)
鏡	・出入口口同方向型 (一方向型): かご正面壁またはかご壁面上部に設置 (かご正面壁面の鏡: 床上40cm~150cm程度) ・スルー型、直角二方向型: 車いす使用者の利用時の背後の状況の把握に配慮して設置 (A 2-1 ⑦)	記載なし	・100cm×140cmの大きさでドアが1つの場合ドア向かいの壁面に鏡を設置する ・位置: 床面から90cmより下に取り付けない (G 8.3.3.4)	記載なし	記載なし	記載なし	・壁面に設置 (L 1.6)
外部との連絡/異常表示	・ガラス窓の下端: 床面から50cm程度 ・かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等による窓等を設置 (設置できない場合は映像設備を見やすい位置に設置) ・緊急時における聴覚障害者への配慮を施した設備を設けることが望ましい (A 2-1 ⑦)	記載なし	・基準(資料M)に沿って設置する(G 8.3.4) ・緊急時の外部との連絡装置位置は床面より90cm以上(F R2)	記載なし	・緊急時の外部との連絡手段は2通り備える (電話と緊急時用信号機) 触覚文字を併記する (J 407) ・電話コードの長さは73.5mm以下 (J 409) ・連絡装置における基準は (J 308 操作盤に記載)	・緊急時の外部との連絡手段は2通り備える ・操作盤: 床面から122cm以上 ・操作盤に開閉扉がつく場合は、片手で開けることが困難でないように配慮する (最大22.2N) (K E10)	・外部と直接連絡可能な電話を設ける (L 1.6)
表示	表示 ・かご内、かごの停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設置 ・見やすい位置に過負荷の文字表示灯を設置することが望ましい ・色覚異常者に配慮した色使いが望ましい 音声 ・到着前、戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける ・スルー式エレベーターの場合: 開閉する際の戸を音声で知らせる (A 2-1 ⑦) ・到着前に何があるか音声を案内することが望ましい	・かご内、到着前に音声案内装置を設置する (C 3.2)	・停止階等知らせる音声表示機能をつける (G 8.3.3.4) ・方向指示器はエレベーターロビーのあらゆる位置から見やすい場所につける (G 8.3.3.3)	記載なし	・到着前を音声で知らせる機能を設置する(例外1: 407.2.2を満たす場所では各階において視覚・聴覚に対応した表示機能を満たす必要はない 例外2: 既存のエレベーターはこれを満たす必要はない) (J 407.2.2.1) 音の大きさ: 10dB-80dB 周波数: 300Hz-3000Hz(例外1: 呼び出しボタン等において聴覚的な案内機能が備えられているものはこれを満たす必要はない) (407.2.2.3) ・停止階、方向を示す視覚的に見やすい表示器をかご内に設置する ・方向表示器: 高さ130cm以上、文字の大きさ (高さ) 6.4cm以上 ・停止階表示器は触覚文字・点字を併記、文字の大きさ (高さ) 5.1cm以上 ・見やすい方向指示器を設置する(文字高さ13mm以上) (J 407)	・音声表示、視覚的な表示の両方がかご内外を区別する指示器を設置 ・音声表示: 10dB以上80dB以下 (K E9)	・エレベーターが動く際にはアナウンスする ・アナウンスは聴覚に対応するものとする ・音の大きさ: 35dB-50dB 周波数: 1500Hz ・ボタンを押す毎に反応を表示 ・全ての階のエレベーター外部に階数を点字とともに表示する。位置: ドア横、エレベーター操作ボタンの上 大きさ: 直径5cm以上、0.8mm以上の線、触覚文字 (1mm以上突出) (L 1.6)
操作盤	ボタン ・戸の開閉時間を延長する機能を有する ・押しボタン式 ・音と併せて設置する ・数字を浮き出させることが望ましい ・周囲との色の明度、色相又は彩度の差に配慮する 操作盤高さ ・乗降ロビーの操作盤高さ: 床面から100cm程度 ・かご内操作盤の高さ: 床面から100cm程度 (A 2-1 ⑦)	ボタン ・床面から85-120cmに設置 ・突出部分: 壁面から1.9cm以上 ・点字と浮き出しがせられた文字の両方を表示 (C 3-2)	・ロビーの呼び出しボタン位置: 床面から90cm-110cm、触覚文字とする (G 8.3.3.3) ・ボタンの大きさ: 2cm以上、各ボタン大きさ最低1cm以上 ボタンの位置は床面から70cm-120cm ・突出部分: 壁面から1.9cm以上 ・ボタンの押し力: 2.5N-5N ・ボタンの色は背景と区別する ・ボタンに触覚文字と点字 (1.5mm以上の大きさ) を併記 (F R1)	・操作盤の高さ: 床面から90cm-120cmに設置 (エレベーター以外の組中のあらゆる操作盤を含む) (I B2)	操作盤は以下に準じた位置で設置する ・車いす前側の操作盤位置: 床面から38cm以上122cm以下 ・車いす前側の操作盤位置: 床面から38cm以上122cm以下、壁面から25.5cm以内 (既存のエレベーターの場合: 操作盤中心が床面から137cm以下は許容範囲) ボタン ・大きさ: 直径19mm以上 ・触覚文字と点字をボタン左に併記する (J 703.5) ・標準の触覚アイコンを使用する (J 407)	操作盤 ・床面から122cm以下 (停止階を押す操作ボタンが16個以上の場合は床面からボタン中心が137cm以下) ・緊急時用ボタン位置: 床面からボタン中心が89cm以上) ボタン ・直径: 1.9cm以上 (ボタンふち: 1.5mm以上)、ボタンの数字の大きさ: 1.6cm ・ボタン高さ: 1.5mm以上 ・ボタン上の文字の大きさ: 1.3mm以上 ・2列以上ボタンが並ぶ場合のボタン幅は、左から右 ・呼び出しボタンは電話の国際規格を使用、点字併記 ・点字と浮き出しがせられた文字の両方をボタン左側に表示(点字表示の基準記載K Table E-2) ・メインコントロールパネルでは聴覚、視覚同時に配慮をしたボタンを設置 ・視覚障害者に配慮したボタンを設置 (K E8.4)	・位置: ドアから25cm離れた場所、パネル上部: 120cm以下、パネル下部: 85cm以下 ・緊急時用ボタン位置: 床面から85cmの高さ ・ボタン大きさ: 2cm以上 ・ボタン文字高さ: 1.6cm以上、0.8mmの線、点字併記 ・ボタンの色と下地色を区別する ・ボタンに併記する点字 ・ボタンの色と下地色を区別する ・ボタンに併記する点字 ・呼び出しボタンが並ぶ場合のボタン幅は、左から右 ・点字と浮き出しがせられた文字の両方をボタン左側に表示(点字表示の基準記載K Table E-2) ・メインコントロールパネルでは聴覚、視覚同時に配慮をしたボタンを設置 ・ボタンにボイスコードを併記 (L 1.6)
安全装置	・出入口口に戸閉を制御する装置を設ける ・高さ: 車いすのフットサポート部分と身体部の両方の高さについて制御できるようにする ・障害物検出装置: 光電式、静電気式または超音波式等のいずれかの装置を設置 (A 2-1 ⑦)	・操作盤に緊急用ボタンを設置 (C 3-2)	・障害者も緊急時に素早い避難ができるよう配慮する ・ピクトグラム: 警報装置は黄色、緊急時連絡は緑色とするのが望ましい (F R2)	記載なし	・緊急時の操作ボタンを設置 ・高さ: 床面から89cm以上 ・緊急時用ボタンおよびアラームは操作パネル下に設置 (J 407)	・音声表示、視覚的な表示の両方がかご内外を区別する指示器を設置 (K E9)	・エレベーター内に火災安全装置を設ける (L 1.6)
手すり (位置・高さ・形状・材質・幅)	・出入口口の戸のある側以外の壁面に設置 ・高さ: 80cm-85cm程度 ・握りやすい形状 (A 2-1 ⑦)	記載なし	・高さ: 床面から85cm-100cm(F R1)	記載なし	記載なし	・全ての壁面に設置 ・床面からの高さ: 80-92cm ・壁面と手すり間の距離: 3.5-4.5cm (K E12)	・全ての壁面に設置 ・直径: 4cm-5.4cm 高さ: 80cm-92cm(許容範囲: 100cm) ・耐握力: 700N ・かご外部にも設置 (パネルと区別させる) (L 1.6)
床 (仕上げ)	記載なし	記載なし	・滑りにくい仕上げ(G 8.3.3.4)	記載なし	・丈夫で強固なつくり ・滑りにくい仕上げ ・カーベットの毛足の長さ: 1.3cm以下 (K E.11)	・丈夫で強固なつくり ・滑りにくい仕上げ ・色は選べる ・外部の床色と区別する (L 1.6)	・丈夫で強固なつくり ・滑りにくい仕上げ ・色は選べる ・外部の床色と区別する (L 1.6)
ロビー広さ	・車いすが回転できる広さ 150cm以上×150cm以上 (電動車いすが回転できる広さ 180cm以上×180cm以上が望ましい) (A 2-1 ⑦)	・車いすが回転できる広さ 半径170cm (半径150cm以上) (C 3-2)	・空間: 150cm以上×150cm以上 ・高さ: 100cm以上 (G 8.3.2) (F R1.1)	記載なし	記載なし	・ロビー操作盤ボタンのある箇所において、76cm×122cm以上確保 (K E.14.2) ・ロビー広さに関する記載は特になし。	・荷もたれつきのベンチがある空間を設ける ・視覚障害者誘導用ブロックを設ける (L 1.6)
その他事項	—	記載なし	・ドアは周囲の壁と区別した着色をする ・ドアは5秒以上開くのが望ましい ・ドアはガラスを使用することが望ましい ・エレベーターと停止階間の隙間は2cm以内とする ・照度: 100lux以上が望ましい(F R1)	—	・停止階の床とかご内床の段差は1.3cm以内 ・停止階とかご内床間の隙間は3.8cm以内 (J 409)	・ドアは20秒以上開き続ける装置とする ・ドアの開閉時間は5秒以上とする (K E.5.2.6)	・ドアが開き続ける時間: 5-15秒間 ・照度: 100lx以上 (L 1.6) ・プラットフォームは使用が認められた者に対して使用するものとする (L 1.6)

報告書

視覚表示（サイン）／多機能トイレ／ユニセックストイレ

基準等	資料A／資料B	資料C	資料D／資料E／資料F／資料G／資料H（別基準：資料M／資料N／資料O／資料P）	資料I	資料J	資料K	資料L	
視覚表示（サイン）	向きと高さ	・向き：動線と対面する向き ・高さ：視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす利用者でも混雑時に前方の歩行者にさえぎられない高さ (A 2-2 ①)	・空間上部に設ける表示の位置：床面から230cm以上（天井高が低い場合は床面から210cm以上）(G 9.2.2)(F K8) ・人の視線高さ：140-170cmを考慮する (F K1) ・操作パネル位置：床面から90cm-120cm(F K1)	記載なし	・サイン位置：床面から122cm以上、文字の位置は床面から152.5cm以下 (J 703)	・頭上もしくは壁面上部に設置 ・直前にサイン表示板を設置することは避ける (K 4-5.3)	・トイレ表示の高さ：250cm ・利用者と距離に適した大きさ (L 5.5.2)	
	位置と間隔	・主要な誘導サイン：必要な情報が連続的に得られる位置 ・留別の誘導サイン：出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口及び動線の曲がり角 (A 2-2 ①)	・部屋のサインはドアではなくドア横に表示する（トイレ等やむを得ない場合以外）(G 9.2.2) 間隔と文字の大きさ ・長距離（建物へ向かう時に見えるサイン）：文字の大きさ15cm以上 ・中距離（方向を示すサイン）：文字の大きさ5cm-10cm以上 ・短距離（部屋を示すサイン）：文字の大きさ1.5cm-2.5cm以上(G 9.2.3.1 Table 4) ・文字大きさの目安：サインまでの距離が1mで1cm、5mで5cm(F K3)	記載なし	・サインはドア横側に設置 ・サイン表示の前45.5cm以内、幅45.5cm以内に障害物を置いてはいけない (J 703)	・位置：分岐点、出口、入り口等 ドア部分：壁面のドア掛け金より15±1cm、床面より150±2.5cm（壁面に設置できない場合は一番近い壁面に表示する） ・サイン周辺：幅7.5cm以上の空間を確保する ・間隔と文字の大きさ 距離75cm：文字の大きさ2.5cm、距離150cm：文字の大きさ5cm 距離225cm：文字の大きさ7.5cm、距離300cm：文字の大きさ10cm 距離450cm：文字の大きさ15cm、距離600cm：文字の大きさ20cm 距離750cm：文字の大きさ25cm、距離900cm：文字の大きさ30cm (K 4-5.3)	詳細な記載なし	
	可変式情報表示装置	表示方式 ・文字等は均等な明るさに、鮮明に見える輝度を確保し、図と地の色の明度、色相又は彩度の差を大きくする、文字を大きくする ・色覚異常者に配慮し表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差を確保する (A 2-2 ①)	記載なし	基準(資料B、資料P)に従って設置する(F K2) ・視力の十分な速度で表示 ・背景とのコントラストを考慮する ・車いす利用者にとって低い位置の表示板を設置することが望ましい ・反射を防ぐ(F K7)	記載なし	・101.5cm離れた距離から見やすい表示板にする ・文字の大きさ：“I”の文字高さが4.8mm以上 ・表示板の下に対して文字が明確に見えやすいようにする (J 707)	・電子スクロール表示は避ける（やむを得ない場合は文字速度を遅くする） ピクトグラム ・照度：200lx以上 (K 4-5.3)	・明確な表示 ・下地と表示される文字のコントラストを明確にする ・影が現れない適切な照明 ・音声案内と同時に進行 (L 5.1)
	色/コントラスト	・安全色に関する色彩を定める ・出口に関する表示：黄色 ・用いない組み合わせ：青と黒、黒と白 ・明度、色相又は彩度の差を大きくする ・色覚異常者に配慮した色の組み合わせとする (A 2-2 ①)	・白地に黒色もしくは濃い青色 (C 1-1)	・サイン表示は下地と明確に区別できるような色、コントラストに配慮する（暗い下地に明るい色の文字等）(G 9.2.2)(F K4) ・サイン表示は明るくする、反射は避ける(G 9.2.2)(F K4) ・周知より常に20%以上明るくさせる(F K5) ・地照の場合の明るさは200lux以上(F K9)	記載なし	・下地と文字の色を明確に区別する等コントラストをだす (J 703)	・色：下地と区別できる色を使用。背景に対して70%以上のコントラストをつける。 ・避けるべき色の組み合わせ：黒地に赤色、黄色と灰色、黄色と白色、青色と緑色、赤色と緑色、黒色とスラシ色、赤色と青色 ・よく見られる色の組み合わせ：白地に紺色、白色と黄緑色、茶色と緑色 (K 4-5.3)	・読みやすさ、見易さに努めた表示をする ・推奨する色の組み合わせ：黒と白（ピクトグラム：青と白） ・光に当たる状態とする (L 5.4)
	その他事項	・フォント等：英語を併記する。ゴシック体が望ましい。 ・標識等：主要な設備を表示した標識を設置する。案内板には定められた記号を表示する (A 2-2 ①) ・輝度等：光の反射等に配慮する	・フォント等：Helvetica, Airport, Futura, Folio ・印刷された文字の大きさ：14pt以上（19ptが望ましい） ・文字の大きさ：7.5mの距離で高さ25mm（20mの距離で高さ75mm） ・輝度等：光の反射等に配慮する (C 1-1) ・タッチセンサー式：床面より1.2m以上の高さに設置。キャビネットは下身の高さに設ける。コントラスト、明度などに配慮する (C 1-2)	・サイン表示の詳細は基準（資料N）に沿って設置する。 ・触覚文字、点字を併記する (G 9.2.1.1)(F K1) ・位置情報を伝える際にはたどり着きやすいよう明確に表示する(G 9.2.1.2)(F K1) ・定められたアイコン(資料O)を使用する(G 9.2.1.4) ・フォント：多く使用されているHelvetica, Arial, Futura, Avenir, Avant Garde等を使用する(G 9.2.3.1)(F K3) 触覚文字 ・飛出し高さ：1mm-1.5mm、ストローク：1.5mm-2mm、高さ1.5cm-6cm ・縁は丸くする ・点字は文字の下部に示す (G 9.2.4)(F K6) ・1文字目は大文字にする(F K3) ・聴覚障害者のために音声案内装置を設置する(G 9.2.5) ・文字は消えにくいもので書く(F K4)	・番号：番号の動作を視覚障害者に知らせる装置をつける ・床の表面を区別した仕上げとする (I B1)	・文字は下地から0.8mm以上浮き出す ・フォント等：サンセリフを使用。装飾された文字、italic, script, highlyは使用しない ピクトグラムは規定のもの(J 703.7.2)を使用する ピクトグラムは高さ15cm以上とする (J 703) ・表示板のフォントはサンセリフとする (J 707)	・明確なサイン表示をする ・文字デザインを統一する ・似た情報は色、形等により区別させる ・フォントはサンセリフとする。数字：アラビック ・縦横比：3:5から1:1 ・文字のストロークと大きさ（高さ）の比：1:5から1:10 ・一文字目を大文字にすることが望ましい ・装飾等は避ける（特殊なフォント、斜体等）他大きさ等の規定 ・触覚の文字：浮き出す高さ0.8mm以上 他大きさ等の規定 ・点字：大きさ等の規定 ・光の反射等に配慮する (K 4-5.3)	・全ての標示に方向を示すマークを併記する ・全てのトイレ個室ドアに大きな文字の標示を設ける(点字併記) ・国際規格の標示を設置する (L 5.4)
多機能トイレ	大きさ	・車いす利用者の円滑な利用に適した広さを確保 ・手動車いすが方向転換が可能なスペースを確保（正面から入る場合は有効奥行き190cm以上、有効幅90cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口の確保。側面から入る場合は有効奥行き220cm以上、有効幅90cm以上のスペースと有効幅90cm以上の出入口の確保） ・新設の場合電動車いすが方向転換が可能なスペースを確保（正面から入る場合は有効奥行き190cm以上、有効幅90cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口の確保。側面から入る場合は有効奥行き220cm以上、有効幅120cm以上のスペースと有効幅90cm以上の出入口の確保） (A 2-3 ①)	障害者に配慮し、かつ一般的な基準を満たしたトイレに関する記述 ・個室内に車いすの転換が可能な空間を確保する 左右に移動するために必要な広さ：幅220cm×奥行き280cm（左右どちらかに移動するための最低限必要な広さ：幅150cm×奥行き220cm） ・便座の側もしくは前方に車いすから便座へ乗り換える為の空間を確保する ・手洗い場は便座から手が届く位置に設置する ・介助者の移動のための空間を設ける (C 3-3-6)	記載なし	・多機能トイレ（ユニセックストイレとして記載/最低限のもの）：幅150cm×奥行き220cm以上 (G 6.3.1) (StCoP2011) ・多機能トイレ（ユニセックストイレとして記載/大きな洗面台のあるもの）：幅200cm×奥行き220cm以上 (G 12.6.3.1) ・多機能トイレ（ユニセックストイレとして記載/付添人の介助のためトイレを奥壁の中央に置く場合で大きな洗面台のあるもの）：幅240cm×奥行き220cm以上 (G 12.6.3.2)	・多機能トイレとしての記載はない ・車いす利用者の個室：幅152.5cm×奥行き142cm（タンクレスの場合）、幅152.5cm×奥行き150cm（タンクありの場合または子供用） ・歩行可能者用の個室：幅89~94cm×奥行き152.5cm (I 604)	・多機能トイレとしての記載はない ・車いす利用者の個室：幅150cm×奥行き150cm ・車いすの個室使用（大便器及び洗面台のあるトイレ）：3.5㎡以上、奥行き170cm以上、便座と洗面台の間隔90cm以上 ・便器の高さ：床面より40-46cm (K 4-3.7)	オストメイト付多機能トイレ ・個室の大きさ：170cm×150cm ・便器の隣に80cm×150cm以上の空間を設ける ・個室内に直径150cmの転換できる空間を設ける（転換できるスペースが確保できない場合は個室外にスペースを設ける。 大きさ：150cm×120cm） 洗面器 ・上部までの高さ：78cm-80cm ・洗面器内部と床面の距離：73cm以上 ・洗面器下の空間奥行き：25cm以上 ・洗面器そばに支えを設置することが望ましい 水道等の器具 ・自動センサー式がレバータイプが望ましい ・蛇口の位置：洗面器前面の縁から50cm以内 ・石鹸、ペーパータオルの位置：シンクの中心から50cm、床面から80cm-120cm ・ペーパータオルは電動式が望ましい ・鏡は10°傾ける。高さ、床面から鏡上部：180cm以上、床面から鏡下部：110cm以内。（鏡面に鏡を設置する場合は、床面から鏡上部：180cm以上、床面から鏡下部：90cm以内） (L 2.2.3) (L 2.2.4)
	扉	・有効幅80cm以上 ・有効幅90cm以上が望ましい (A 2-3 ①)	・ドア幅：92.5cm以上 (C 3-3-6)	・上記ドア有効幅と同一 (G 6.3.1) ・有効幅100cm (F P4)	記載なし	・有効幅91.5cm（上記通路の幅（出入口）項目に従う） (I 604)	・多機能トイレとしての記載はない、一般に有効幅81cm (K 4-3.7)	・有効幅100cm以上 (L 2.2)
12ヶカ所	一般事項/考え方	記載なし	・歩行等が困難な身体障害者が利用できるよう機能を備えたものをUnisex accessible corner WCとし基準を記載している（大きさの項も参照） (G 12.6.3.1)	記載なし	記載なし	記載なし	・家族用またはユニセックストイレ：入り口は他のトイレと独立させる (L 2.2)	

報告書

車いすのスペック／既存不適格施設の取り扱い

基準等	資料A／資料B	資料C	資料D／資料E／資料F／資料G／資料H (別基準：資料M／資料N／資料O／資料P)	資料I	資料J	資料K	資料L
車いす等のスペック／車いす用スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最低幅90cm ・余裕のある通過及び通行に必要な最低幅90cm ・車いすと人のすれ違いの最低幅135cm ・車いすと車いすのすれ違いの最低幅180cm ・松葉杖使用者が円滑に通行できる幅120cm ・車いすが180度回転できる最低寸法140cm×170cm ・車いすが360度回転できる最低寸法150cm ・電動車いすが360度回転できる最低寸法180cm (A.15ページ) 	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 各款項は、フットレストや履も考慮する ・静止時・車いす：幅56～80cm、長さ86～125cm (G Annex C Table C.2) ・静止時・電動車いす：幅56～80cm、長さ86～152cm (G Annex C Table C.3) ・静止時・付添人が押す車いす：幅58～70cm、長さ120～157cm (G Annex C Table C.4) ・静止時・スクーター：幅63～70cm、長さ117～160cm (G Annex C Table C.5) ・直角回転・車いす：長さ130～135cm、長さ140～145cm (G Annex C Table C.6) ・直角回転・電動車いす：長さ143～160cm、長さ155～162.5cm (G Annex C Table C.7) ・直角回転・付添人が押す車いす：長さ120～180cm、長さ150～180cm (G Annex C Table C.9) ・直角回転・スクーター：長さ140～250cm、長さ130～250cm (G Annex C Table C.10) ・折り返しリターン・車いす：長さ180～195cm、長さ145～150cm (G Annex C Table C.11) ・折り返しリターン・電動車いす：長さ219～227.5cm、長さ160～162.5cm (G Annex C Table C.12) ・折り返しリターン・付添人が押す車いす：長さ160～200cm、長さ150～180cm (G Annex C Table C.14) ・折り返しリターン・スクーター：長さ200～280cm、長さ130～220cm (G Annex C Table C.15) ・車いすと人のすれ違いの最低幅180cm (G Annex D Figure D.1) ・車いすと人のすれ違いの最低幅150cm (G Annex D Figure D.1) ・白杖使用者が通行可能な幅120cm (G Annex D Figure D.1) ・松葉杖使用者が通行可能な幅120cm (G Annex D Figure D.1) ・車いす最小サイズ (肘や足を考慮)：幅75cm、長さ125cm (F Annex III) ・車いすが360度回転できる最低寸法150cm (F Annex III) ・車いす最小サイズ：幅70cm、長さ120cm (推奨値：幅90cm、長さ144cm) (D Regulation 16) ・車いすが360度回転できる最低寸法150cm (推奨値170cm) (D Regulation 19 Figure47) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な最低面積：幅80cm、長さ130cm ・車いすが360度回転できる最低寸法直径150cm ・車いす使用者一人の通行における最低幅：140cm (壁がない場合：最低幅20cm) (I B1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な最低面積：幅76cm、長さ122cm ・出入り口アルコーブ：91.5cm×61cm以上 (前方からのアプローチ)、152.5cm×38cm以上 (並列アプローチ) ・車いす用スペースの寸法：幅91.5cm以上 (2台横並びの場合は1台につき84cm以上)、奥行は前面または背面から入ることが出来る場合122cm以上、横方向から入れない場合152.5cm (J 305) 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小サイズ：幅75cm、長さ120cm ・車いすが360度回転できる最低寸法150cm ・電動車いす等と考慮しそれ以上の余裕を見ることが望ましい。 【以下、Annex Bに参考値として記載】 ・松葉杖使用者が通行可能な幅92cm ・車いすと松葉杖使用者がすれ違える幅150cm ・盲導犬使用者が通行可能な幅120cm 【以下、Annex Cに参考値として記載】 ・電動車いす/スクーター：幅75cm、長さ150cm ・歩行補助器具：幅63.5cm、長さ71cm ・電動車いすが360度回転できる最低寸法225cm ・スクーターが360度回転できる最低寸法：315cm (K 3-1, Annex C) 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの通行に必要な最低幅100cm ・車いすと人のすれ違いの最低幅150cm ・車いすと車いすのすれ違いの最低幅200cm (L 1.1)
既存不適格施設の取り扱い	バリアフリー法では、既存建物の増改築を行う場合に当法の対象となる。特定建築物の増改築では適合努力義務、特別特定建築物の増改築では同基準への適合義務。	特に既存不適格についての記載はない。	免除申請の制度がある。新規駅の設置や大規模改良では通常免除は認められない。(F The regulatory framework 54-62)	特に既存不適格についての記載はない。	<ul style="list-style-type: none"> 【ADAガイドライン】101.2 事業者の判断で変更されない限り、基本的に既存施設は対象とはならない。本ガイドラインに従うべき対象となる既存施設については、司法省に決定権があり、また、司法省発行の規程で要求される範囲のみで有効となる。その他例外は203に記載。(J 101.2) 【ABAガイドライン】F203.2 ABA法に基づき発行された以前の基準に準拠していたものは、改築されない限り本要求事項を遵守しなくても良い。その他例外は203に記載。(J F203.2) 	特に既存不適格についての記載はない。	特に既存不適格についての記載はない。

注釈／基準類一覧

注釈：	各項目の末に記載した括弧内は、参考資料番号、各国の基準における参考番号、または、参考項目番号を示す。 *イギリスにおける駅は、イギリス運輸省によってカテゴリーが定められている。カテゴリーA：National Hub (国内主要駅) / B：Regional Interchange (地域の主要乗換駅) / C：Important Feeder (重要な支線駅) / D：Medium Staffed (中規模有人駅) / E：Small Staffed (小規模有人駅) / F：Small Unstaffed (小規模無人駅)	
基準類一覧	抜粋基準に関しては、以下各基準のURLより図版等も含めてご確認ください (URLは2015年9月現在のものです)	
基準	資料A	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (略称：バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編) http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/guideline/guideline_top.html
	資料B	公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン(略称：バリアフリー整備ガイドライン車両等編) http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/guideline/guideline_top.html
	資料C	Improving Transport Accessibility for All - GUIDE TO GOOD PRACTICE http://internationaltransportforum.org/pub/pdf/06TPHguide.pdf
	資料D	The Rail Vehicle Accessibility Regulations 1998 (RVAR1998) http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.dft.gov.uk/adobepdf/259428/pdf/raiaaccessregs1998
	資料E	The Rail Vehicle Accessibility (Interoperable Rail System) Regulations 2008 (RVAR2008) http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110509101621/http://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/1746/pdfs/uksi_20081746_en.pdf
	資料F	Accessible train and station design for disabled people: A Code of Practice (2011) (StCoP2011) https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/3191/accessible-train-station-design-cop.pdf
	資料G	Design of Buildings and their approaches to meet the needs of disabled people. Code of practice (2010) (BS8300) この基準についてはBritish Standards Institutionのウェブサイトより購入可能 (http://shop.bsigroup.com/ProductDetail/?pid=00000000030217421)
	資料H	Access to Air Travel for Disabled Persons and Persons with Reduced Mobility - Code of Practice (2008) (ArCoP2008) http://www.ukaccs.info/accessoairtravelfordisabled.pdf
	資料I	Accessibilité de la voirie et des espaces publics (原文：仏語) http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/CERTU%20Accessibilite%20de%20la%20voirie%20et%20des%20espaces%20publics%20E%20C%20A%20pour%20le%20C%20A%20laboratoire%20d%20un%20diagnostic%20dans%20les%20communes%20janvier%202011.pdf
	資料J	Americans with Disabilities Act and Architectural Barriers Act Accessibility Guidelines (ADA/ABAAG) https://www.wbdg.org/cfb/ASTAND/ada_aba.pdf
	資料K	CSA B651-04 Accessible Design for the Built Environment https://secure.cambricn.on.ca/acadnet/User_content%5CAccessibility%5CAccessibility%20Planning%20Working%20Group%SCCSA%20Barrier%20Free%20Design.pdf
	資料L	Rio 2016 Accessibility Technical Guidelines Version 3 http://portaldesuprimentos.rio2016.com/wp-content/uploads/2014/05/Rio-2016-Accessibility-Technical-Guidelines.pdf
	別基準	資料M
資料N		The Sign Design Guide - a guide to inclusive signage この基準についてはSign Design Societyのウェブサイトより購入可能 (http://www.signdesignsociety.co.uk/index.php?option=com_content&view=article&id=54:the-signdesign-guide&catid=10&Itemid=19)
資料O		Graphical symbols and signs. Public information symbols (2002) (BS8501) この基準についてはBritish Standards Institutionのウェブサイトより購入可能 (http://shop.bsigroup.com/ProductDetail/?pid=00000000030151032)
資料P	Royal Naional Institute of Blind People (RNIB) のウェブサイトにて、Accessibility hardwareとして詳細が記述されている。この基準についてはRNIBのウェブサイトより閲覧可能 (http://www.rnib.org.uk/information-everyday-living-using-technology-computers-and-tablets/accessibility-hardware)	